

参考資料 1 社会や市場からの要請の高まり

目次

社会からの要請の深化	規制遵守にとどまらないさらなる自主的取組へ	1
(イ)	環境制約の高まり.....	2
(ロ)	事業活動と環境との関わりの増大.....	4
(ハ)	環境保全意識の高まり.....	5
社会からの要請の深化	環境面も含めた総合的な取組へ	6
(イ)	企業の社会的責任（CSR）に関する考え方の展開.....	7
(ロ)	企業の社会的責任の推進に関する仕組みの展開.....	10
市場からの要請の深化	資本市場のグリーン化：環境面を含めた社会的責任投資の拡大	16
(イ)	諸外国におけるSRIの動向.....	17
(ロ)	世界のSRI市場の概要.....	17
市場からの要請の深化	消費者市場のグリーン化：環境配慮型市場の台頭	29
(イ)	行政機関によるグリーン購入・調達の実施の進展.....	30
(ロ)	グリーン・コンシューマーの環の広がり.....	35
(ハ)	グリーン購入・調達の進展の状況.....	37
(ニ)	環境面からの企業評価を踏まえた消費行動.....	39
市場からの要請の深化	サプライチェーン市場のグリーン化：取引先に対する環境配慮の要求の進展	42
(イ)	サプライチェーンマネジメントの背景.....	43
(ロ)	サプライチェーンにおける環境対応を求める動き.....	43
(ハ)	サプライチェーン全体での環境配慮の実施事例.....	45

環境配慮の取組に対する外部評価の進展..... 53

社会からの要請の深化

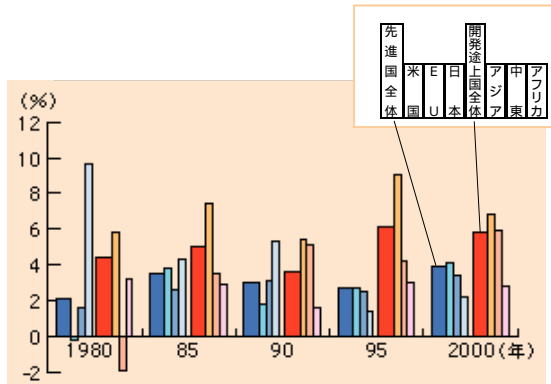
規制遵守にとどまらないさらなる自主的取組へ

(イ) 環境制約の高まり

環境制約 資源の有限性

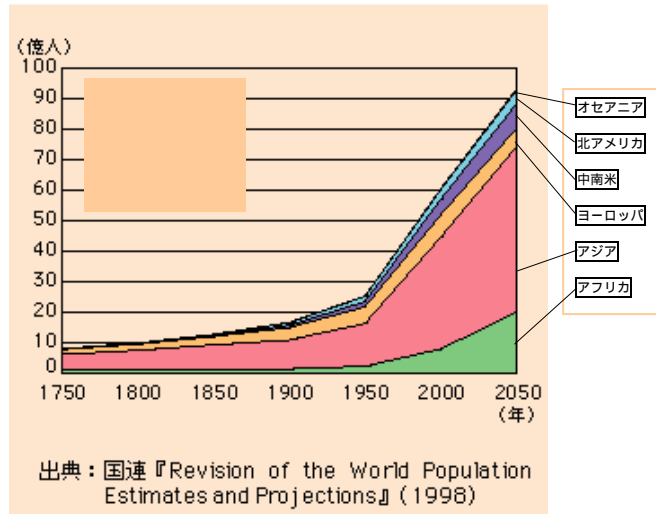
主要な鉱物資源の残余年数は30～40年程度。エネルギー資源についても石油が40年、天然ガスが60年程度で枯渇すると考えられている。資源の確認埋蔵量は、技術進歩や新たな鉱山や油田の発見によって増大する可能性もあるが、他方、今後の消費ペースの伸びを考えれば、地球上の資源の絶対量が確実に減少していくことが危惧される。

世界の実質GDP成長率の推移



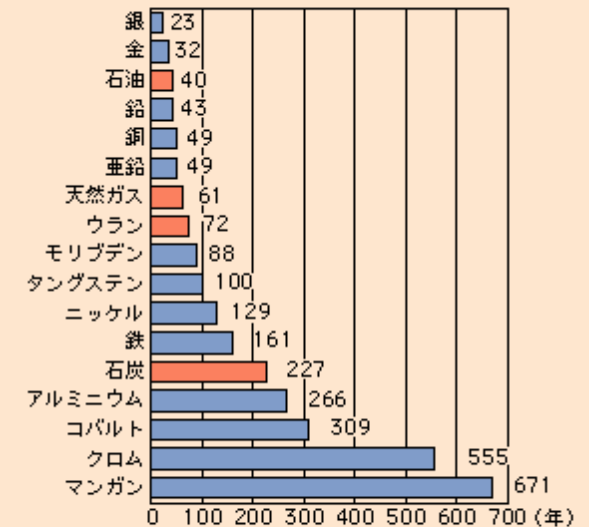
資料：IMF『World Economic Outlook』(2001)より環境省作成

世界人口の推移



出典：国連『Revision of the World Population Estimates and Projections』(1998)

主要なエネルギー資源・鉱物資源の残余年数



平成12年現在（ただし、ウランは平成9年、アルミニウムは平成11年）

残余年数 = 埋蔵量 / 生産量

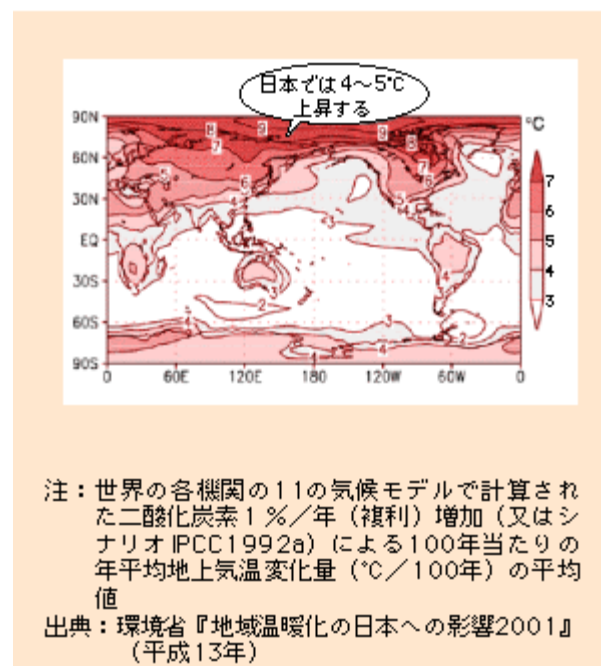
資料：BP Amoco『Statistical Review of World Energy 2001』、OECD/NEA-IAEA、Mineral Commodity Summaries 2001（一部2000）、World Metal Statistics 2001より環境省作成

地球温暖化による影響

IPCC が 2001 年（平成 13 年）に発表した第 3 次評価報告書によれば、1990 年から 2100 年までの間に地球全体の平均気温は 1.4 ~ 5.8 度上昇するとともに、海面水位が 9 ~ 88cm 上昇すると予測している。

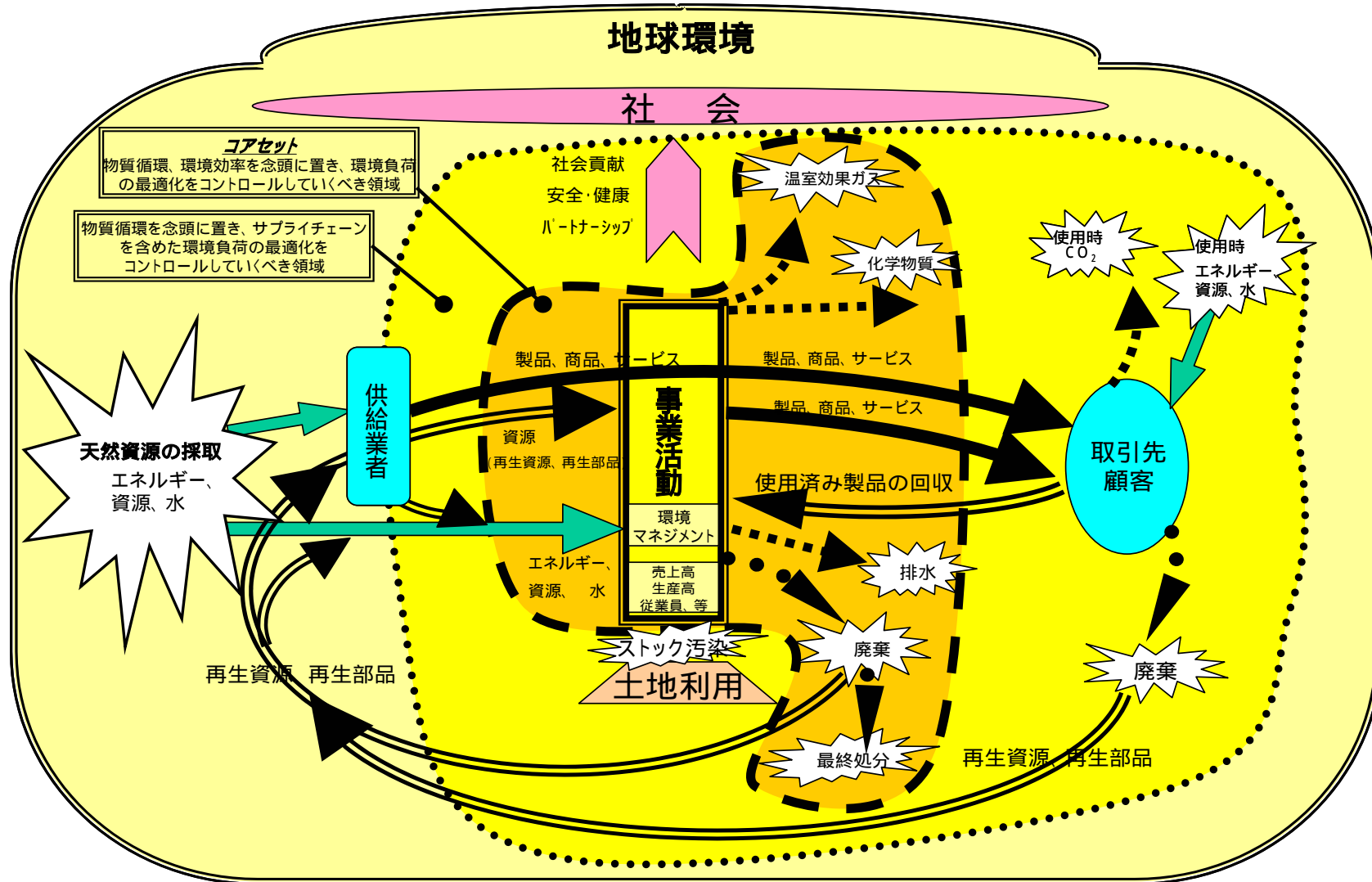
こうした気候変動により、水不足や洪水の発生の増加、穀物生産の不安定化、多岐にわたる健康影響等、人々の生活や生産基盤に深刻な影響を与える可能性が危惧される。

将来の気候変化予測



(口) 事業活動と環境との関わりの増大

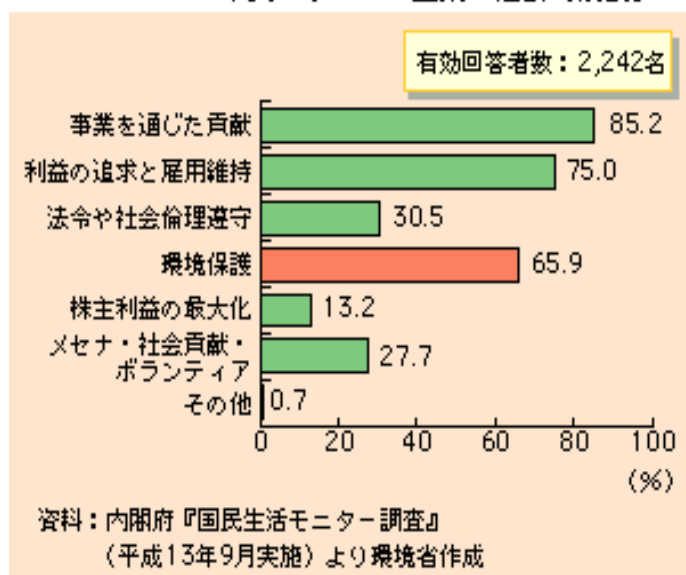
事業活動と物質循環との関わり（概念モデル）



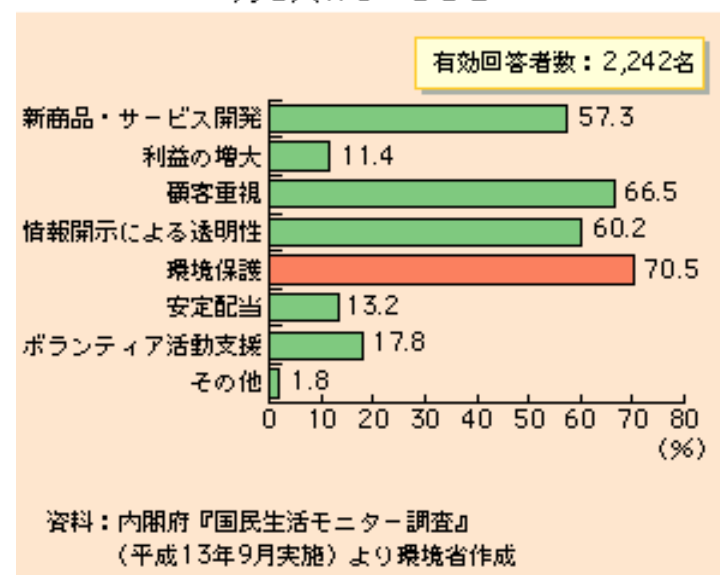
出典：環境省 事業者のための環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版

(八) 環境保全意識の高まり

市民が求める「企業の社会的役割」



今後企業が社会的信用を得るために力を入れるべきこと

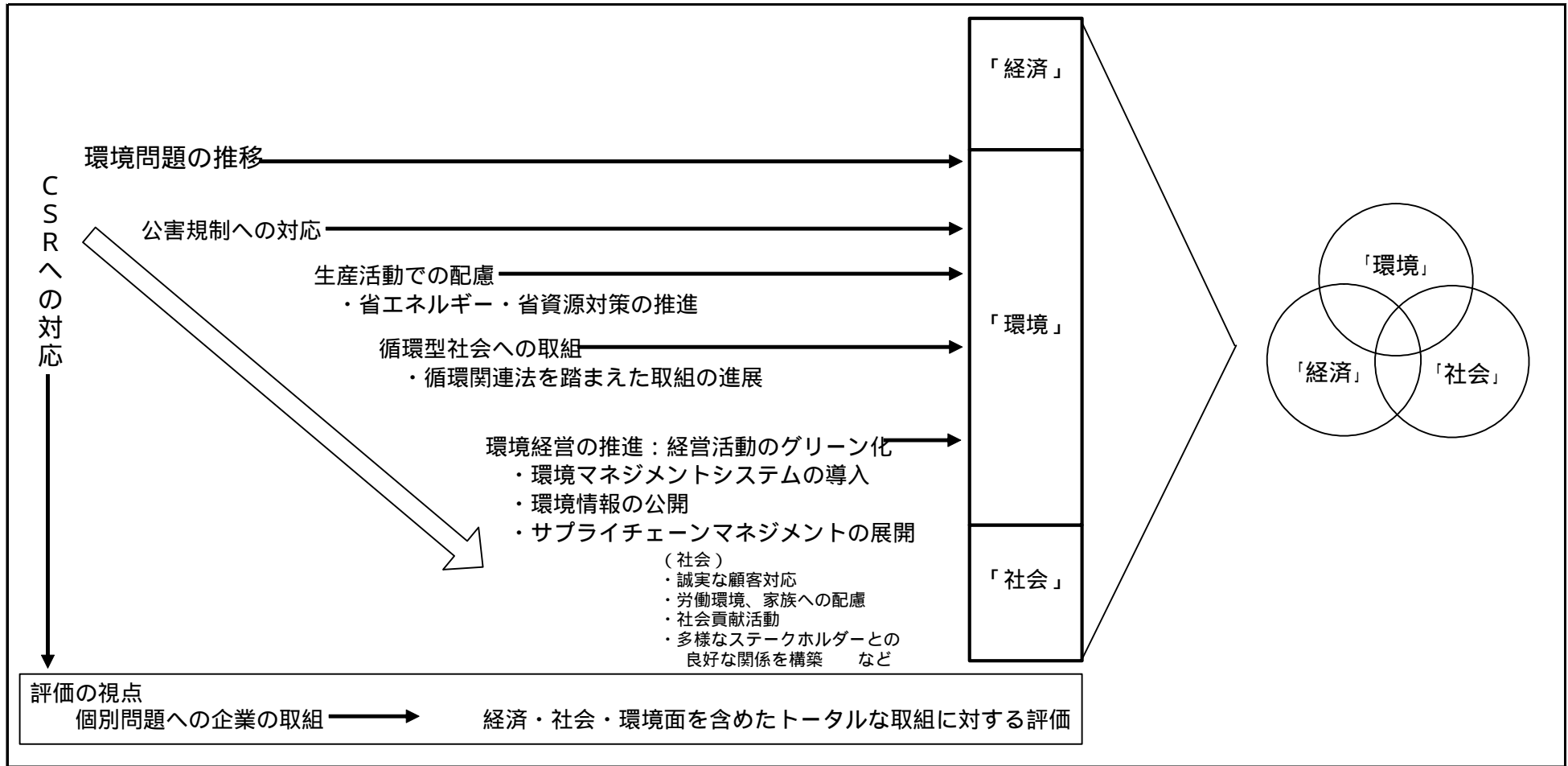


社会からの要請の深化

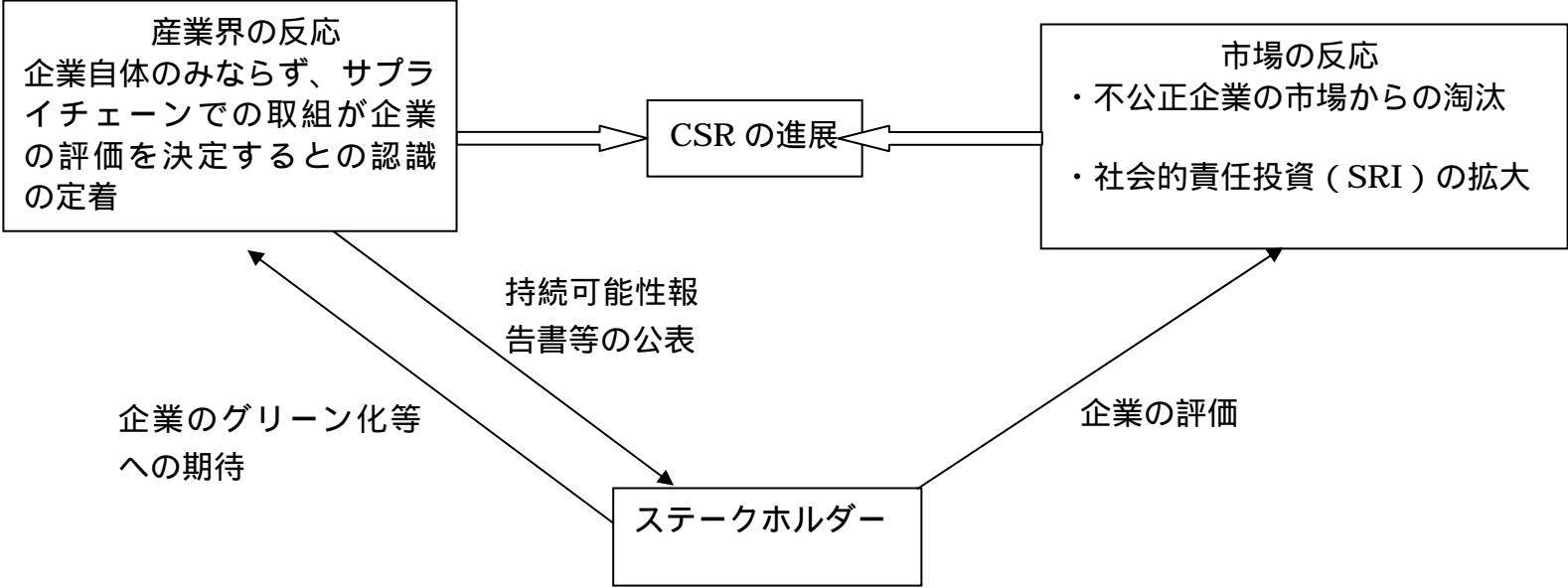
環境面も含めた総合的な取組へ

(イ) 企業の社会的責任 (CSR) に関する考え方の展開

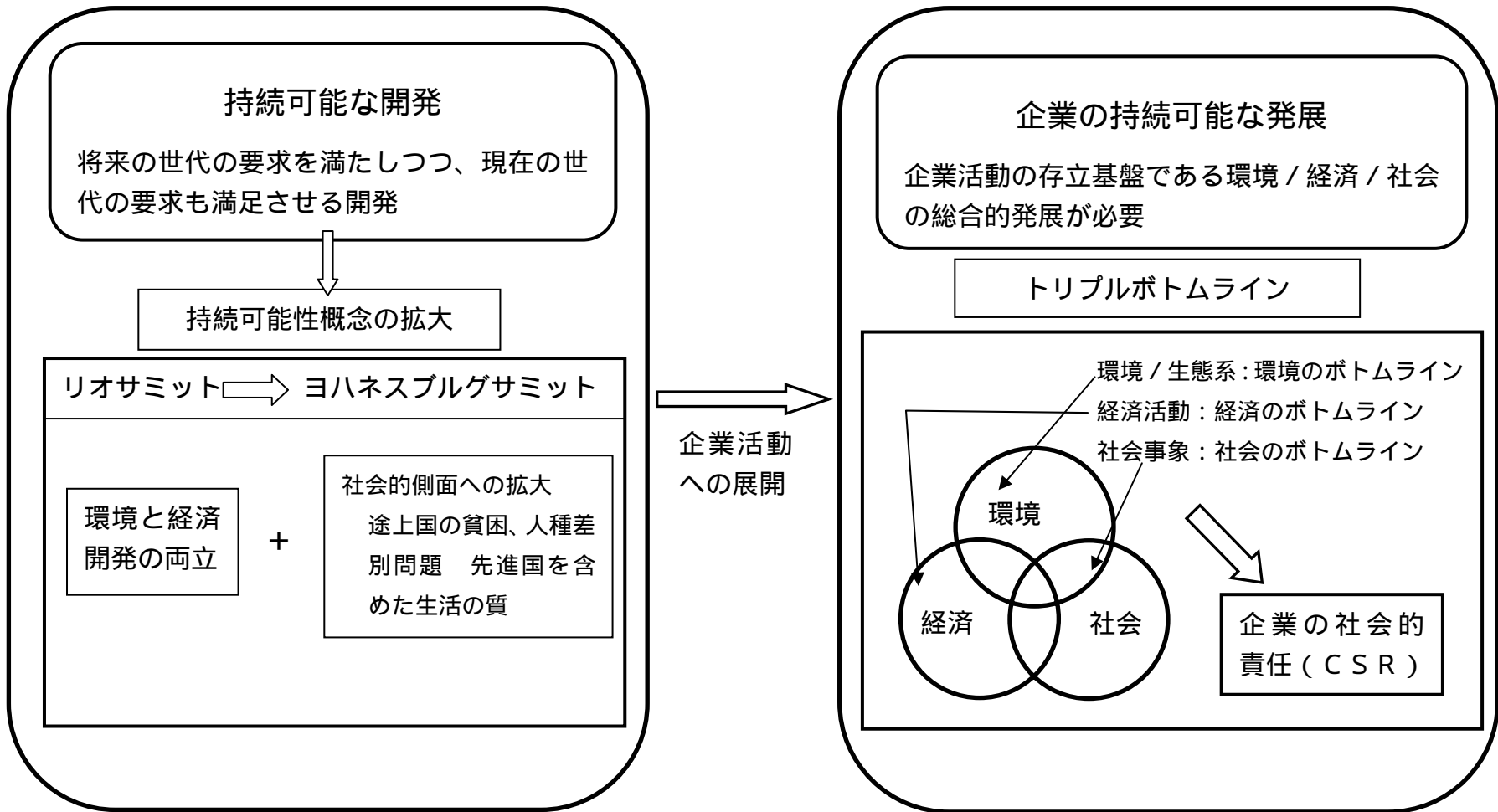
CSR の環境面のイメージ



CSR が産業界へ及ぼす影響



持続可能性とトリプルボトムラインのイメージ



(口) 企業の社会的責任の推進に関する仕組みの展開

企業の社会的責任(CSR)に関する国際基準・規格の動向

海外事業活動関連協議会資料
(2003年1月14日)をもとに作成

企業の社会的責任(CSR)に関する国際基準・規格の現状について

CSRに対する関心の高まり

企業活動のグローバル化に対する懸念
NGOや開発途上国には、貧富の格差拡大や環境破壊を生むとの批判がある。

消費者行動の変化
環境や人権、労働環境への配慮を求める傾向が強まっている。

投資家からの評価
社会的責任投資(SRI、企業の社会的側面も考慮して投資先を選定)が普及している。

従業員の意識変化
企業を選択する際に、当該企業のCSRへの取り組みを重視する傾向がある。

法制化に向けた動き
欧州諸国を中心に、CSRやSRIを側面支援する法制度が見られる。

CSRに関する各種国際基準・規格

Green Paper 366
欧州委員会により発表。各方面からの意見をふまえ、EUにおけるCSR推進に関する戦略を示したホワイト・ペーパーを発表

コーン卓会議の企業行動指針
日米欧の民間企業経営者が協働で策定した初めての企業行動指針

The Global Compact
国連により発表。人権、労働、環境分野に関する9原則

OECD 多国籍企業ガイドライン
加盟国政府が多国籍企業に対して一定の行動のあり方を勧告する指針

○CSRの定義(EUIによる): 責任ある行動が持続可能な事業につながるという認識を、企業が深め、社会・環境問題を自発的に、その事業活動及びステークホルダーとの相互関係に取り入れるための概念

○各基準・規格の構成は、取組項目のみのものや、マネジメントの仕組みを示したものなど多岐にわたっている

○各基準・規格で示された取組内容は、地域・作成団体の具体的関心度、優先度により異なる。

- ・法令遵守
- ・消費者保護
- ・環境保護
- ・労働
- ・安全衛生
- ・腐敗防止
- ・人権擁護
- ・地域投資
- ・地域貢献

ISOにおけるCRの規格化
2001年4月のISO理事会で、技術管理評議会(TMB)に対して、High Level Advisory Group on CSRを設置し、2003年3月までにCSRに関する規格化の是非等について検討し、その結果を報告するよう求める決議が行われた。10月に報告書が提出された。
ISO/TC207 バリ総会では、方向が示されず、引き続き、TMBへの協力を継続することが決議された。

GRI ガイドライン
米国NGOにより発表。環境、社会、経済的側面を含めた情報開示のための報告指標

SA8000
不公正かつ非人道的な労働慣行を撤廃することを目的とした米国NGOによる規格

AA1000
ステークホルダーズの間手の下、組織の社会・倫理的説明責任を改善することを目的とした英国NGOによる規格

ECS2000
麗澤大学経済研究センター企業倫理プロジェクトにより発表。倫理実践のためのマネジメント・システムの構築を体系的に示す企業倫理に関する

(社)経済同友会
「「市場の進化」と社会的責任経営—企業の信頼構築と持続可能な価値創造に向けて—」を公表し、CSRへの取組を提唱すると同時に、具体的な取組を促進するための「企業評価基準」を提唱

国際的な動き：ISO における取組

ISO では企業の社会的責任（CSR）に関する規格化について、ISO での検討の是非を含めて、検討が進められている。

ISO/TC207 バリ総会での決議では、CSR が環境に関する事項以外にも関連することから、引き続き、技術管理評議会・専門化グループへの CSR タクスフォースの協力を進めることとなった。

ISO/TC207 バリ総会（2003年6月30日～7月6日）での決議

企業の社会的責任(CSR)に関するタスクフォース(TF)

ISO/TC 207 は、CSRTF ISO/TC207 N624 R1 から報告書を受け取り、CSR TF は、CSR に関する ISO/TMB (技術管理評議会) Strategic Advisory Group (SAG : 戦略諮問グループ) からの指令に、引き続き全面的に協力することとした。加えて、書記長に対して、SAG への連絡と CAG (Chairman Advisory Group) および CSR TF へ、折り返し報告することを依頼した。

検討経緯

- ・ ISO 理事会（2001年4月30日～5月1日）決議
企業責任（CR : Corporate Responsibility）に関する規格可能性を消費者政策委員会（COPOLCO）で検討し、理事会に勧告すべきことを決議
- ・ 23 回 COPOLCO 総会（5月15・16日）決議
CR に関する国際規格策定の可能性と必要性の調査を COPOLCO の下のグローバルワーキンググループ（GMWG）に要請すること、COPOLCO メンバーと非メンバーの意見交換を促すためのインターネット上の「企業責任規格ソリューション・フォーラム」の設置を要請
- ・ GMWG への報告書の提出（10月31日～11月1日）
国際規格策定は可能と結論付ける報告書「企業責任規格の必要性と実行可能性」を提出
- ・ GMWG での同報告書の審議（2002年3月7日～8日）

欧州連合（EU）の取組

< 「グリーンペーパー（公開素案）*：企業の社会的責任における欧州枠組みの促進」（2001年7月）の検討状況 >

*：Promoting a European framework for corporate social responsibility Green Paper COM(2001)366 final

EUのCSRに関する定義

責任ある行動が持続可能な事業につながると言う認識を、企業が深め、社会・環境問題を自発的に、その事業活動及びステークホルダーとの相互関係に取り入れるための概念

グリーンペーパーの主な方針

・ステークホルダーへの対応

企業の自主性の協調、労働組合・市民団体のミニマムスタンダードの設定、投資家へのSRIに関する評価方法、年金運用の情報公開、消費者に対する倫理・社会・環境情報の提供、CSRフォーラムの創設と持続可能性報告の奨励

・CSRの原則

自主性、信頼性と透明性、経済的・社会的・環境的問題および消費者利益のバランスあるCSRの模索、中小企業の取組の必要性、国際合意との強調

・推進戦略

途上国におけるCSRとビジネスの重要性、CSRの経験の企業間での共有、CSRマネジメントスキルの向上、中小企業のCSR意識の育成、CSR推進手段の向上、CSRのEU政策への組み込み

< ホワイトペーパー（戦略文書）**の公表（2002年7月） >

（ホワイトペーパー：グリーンペーパー（公開素案）に対して寄せられた産業界、労働界、NPO等の意見をもとに作成した戦略文書）

**：COMMUNICATION FORM THE COMMISSION concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development COM(2002)347 final

ホワイトペーパーに示された取組方針

EUとしては、CSRは企業の自主的努力にゆだねる。

EUとしては、CSRの法制化は行わないかわりに、企業の事業活動のあらゆる局面においてCSRを組み込むための、次の推進活動を支援する。

- ・ CSRについての理解や情報交換の促進
- ・ CSRの実践方法や、ツールの開発
- ・ 「EUマルチ・ステークホルダ - ズ・フォーラム」の設立による関係者の協議やガイドラインの作成
- ・ EUの各政策におけるCSR関連部分の調整

我が国の取組

< (社)経済同友会のCSRへの取組 >

(社)経済同友会は2003年3月に「市場の進化」と社会的責任経営 企業の信頼構築と持続可能な価値創造に向けて」を公表し、CSRへの取組を提唱すると同時に、具体的な取組を促進するための「企業評価基準」を提唱している。

具体的実践に向けた「企業評価基準」の提唱

具体的実践に一刻も早く踏み出すべきであるとの認識の下、促進のための手法として提唱したものであり、2003年度はこの「企業評価基準」に基づいた評価の実施を会員所属企業に呼びかけることとしている。

「企業評価基準」の特徴、構成

[特徴]

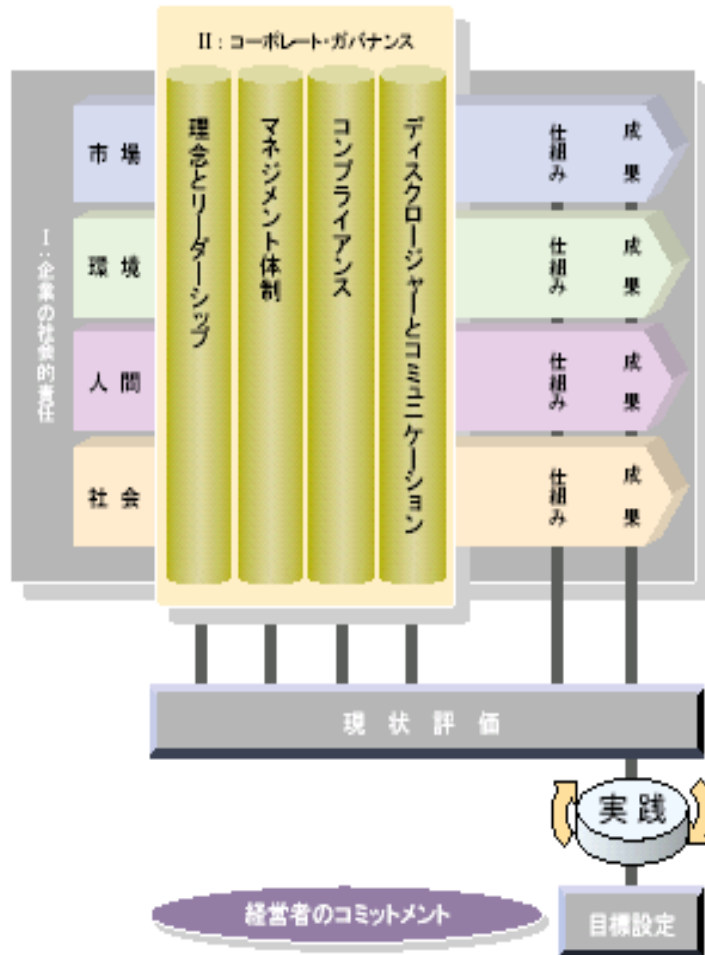
- ・ 経営者が社会の価値観の変化に「気づく」ことによって、より優れた経営を目指していくことのできる基準
- ・ 一定の価値観に基づく画一的な評価ではなく、多様な取組みの中から先進的事例を発掘・評価するもの
- ・ 現状の評価だけでなく、概ね3年後を目安に実現を目指す目標を設定し、経営者がそれをコミット（約束）し、実践を促進するもの

[構成]

この評価基準は、大きく5分野（市場、環境、人間、社会、およびコーポレート・ガバナンス）にわたる110項目から構成されている。

「企業の社会的責任」（市場、環境、人間、社会の各分野）は83項目となっている。

経済同友会が提唱する新しい「企業評価基準」の体系（図）



評価軸 I: 企業の社会的責任 (CSR)

1. 市場 (主なステークホルダー: 顧客、株主、取引先、競争相手)
 - 持続的な価値創造と新市場創造への取り組み
 - 顧客に対する価値の提供
 - 株主に対する価値の提供
 - 自由・公正・透明な取引・競争
2. 環境 (主なステークホルダー: 今日の世代、将来の世代)
 - 環境経営を推進するマネジメント体制の確立
 - 環境負荷軽減の取り組み
 - ディスクロージャーとパートナーシップ
3. 人間 (主なステークホルダー: 従業員、人材としての経営者)
 - 優れた人材の登用と活用
 - 従業員の能力 (エンプロイアビリティ) の向上
 - ファミリー・フレンドリーな職場環境の実現
 - 働きやすい職場環境の実現
4. 社会 (主なステークホルダー: 地域社会、市民社会、国際社会)
 - 社会貢献活動の推進
 - ディスクロージャーとパートナーシップ
 - 政治・行政との適切な関係の確立
 - 国際社会との協調

出典: 社団法人 経済同友会 第15回企業白書

市場からの要請の深化

資本市場のグリーン化：環境面を含めた社会的責任投資の拡大

(イ) 諸外国における SRI の動向

欧米では、100 年の社会的責任投資(SRI)の歴史があり、その中で企業評価が成長してきた。この中で、企業の財務に関する評価にあわせて、社会、倫理、環境的側面からの企業評価が行われてきた。

近年、公表されている SRI インデックスには、日本企業も数多く含まれるようになってきている。

社会的責任投資(SRI)の動向

➤ 1900 年初頭 社会的責任投資が欧米で始まる

- 始まりは宗教団体等が主体
- たばこ、アルコール、ギャンブルへの関連企業を投資先から排除

倫理的側面から特定活動を行う企業を除外

➤ 1960～80 年代 社会的な価値観を強く反映

- ベトナム戦争をきっかけに武器製造企業を除外
 - 反アパルトヘイト 南アでの操業企業を除外
- 株主権行使の原型が形成
- キャンペーン GM 等

企業活動を広くプラス面、マイナス面からの評価

➤ 1980 年代後半～ 環境、消費者保護へと関心が広がる

- 株主がバルディーズ(現 CERES)原則への署名を要求
- 1990 年代後半 経済、環境、社会の 3 つの側面からの企業評価が進展

経済、社会、環境の 3 つの側面からの評価

代表的なSRIインデックス

- ・ダウ・ジョーンズによるサステナビリティ・インデックス (DJSI : 米)
ダウ・ジョーンズ社の「グローバルインデックス」を構成する全世界 2,500 社を持続可能性の観点から審査した結果をもとに選定した 317 社を組み入れた株価指数
- ・FTSE 社による FTSE4 Good Global Index (英)
フィナンシャルタイムズとロンドン証券会議所の共同出資会社 FTSE が発表しているさまざまな株価指数のうちの社会的責任投資株価指数

ダウ・ジョーンズ サステナビリティ・インデックス(2003年) 組み入れ銘柄 上位企業

DJSI World - Components (by Size)			
	Name	Country	Market Sector
1	Pfizer Inc.	United States	Healthcare
2	Citigroup Inc.	United States	Financial Services
3	Intel Corp.	United States	Technology
4	BP PLC	United Kingdom	Energy
5	Johnson & Johnson	United States	Healthcare
6	HSBC Holdings PLC (UK Reg)	United Kingdom	Banks
7	Vodafone Group PLC	United Kingdom	Telecommunications
8	GlaxoSmithKline PLC	United Kingdom	Healthcare
9	Procter & Gamble Co.	United States	Non-cyclical Goods
10	Novartis AG	Switzerland	Healthcare
11	Royal Dutch Petroleum Co.	Netherlands	Energy
12	Toyota Motor Corp.	Japan	Automobiles
13	Nestle S.A.		
14	Nokia Corp.		
15	Amgen Inc.		

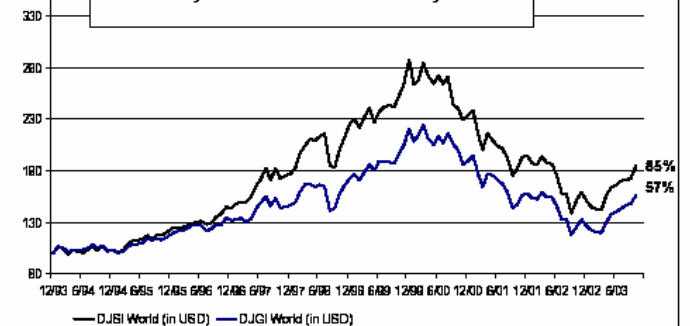
Dow Jones Sustainability Indexes

A cooperation of Dow Jones Indexes, STOXX Ltd. and SAM Group

DJSI World – USD Performance and Risk (I)

December 1993 - October 2003, USD, Price Index

DJSI World / DJGI World:
Correlation: 0.9637 Tracking Error: 4.37%
DJSI Volatility: 16.18% DJGI Volatility: 14.97%



投資市場での

- ・ エコファンド
- ・ SRI ファンド
評価機関等の評価結果 (SRIインデックス) を反映して組み入れ銘柄が決定される。

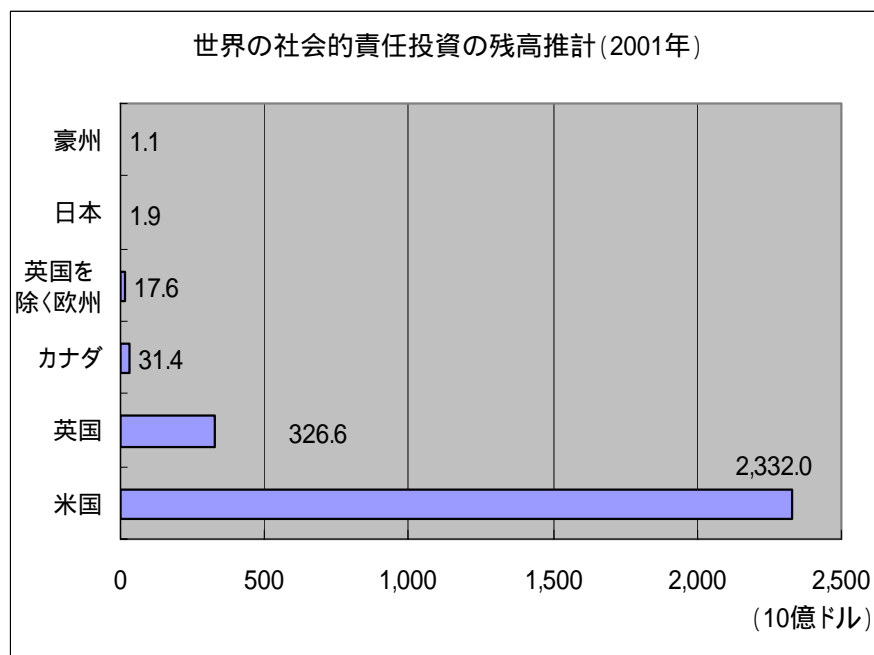
【評価機関例】

- ・ SAM 社 (スイス)
- ・ EIRIS 社 (英)
- (日本の場合)
 - ・ 株式会社グッドバンカー
 - ・ 株式会社 UFJ 総合研究所
 - ・ 損保ジャパングループ
 - ・ 株式会社日本総合研究所

(口) 世界のSRI市場の概要

欧米の社会的責任投資（SRI）は、100年の歴史があるが、日本でエコファンドが設立されたのは、1999年からである。日本のSRIの純資産残高は、欧州の1/180、北米の1/1250(2001年時点)とまだ小さい。

世界のSRIの残高推計



出典：Russell Sparkes Socially Responsible Investment, John Wiley & Sons, Ltd, 2002
経済同友会資料より

日本のSRI市場

ファンド名	ファンド形態	委託会社	SRI調査会社	設定日	純資産額 (億円)
日興エコファンド	国内株式	日興アセット	グッドバンカー	1999/8/20	393
損保ジャパン・グリーンオープン	国内株式	損保ジャパンアセット	損保ジャパン 損保ジャパン総合研究所 損保ジャパンリスクマネジメント	1999/9/30	82
エコファンド	国内株式	興銀第一ライフ	グッドバンカー	1999/10/29	53
日本株式エコファンド	国内株式	UBS	日本総合研究所	1999/10/29	43
エコ・パートナーズ	国内株式	UFJパートナーズ	UFJ総合研究所	2000/1/28	30
朝日ライフ SRI 社会貢献ファンド	国内株式	朝日ライフアセット	ハブリックリサーチセンター ストック・アット・ステイク(ハルク)	2000/9/28	43
エコ・バランス	国内バランス	三井住友アセット	インターリスク総研	2000/10/31	12
日興グローバル・サステナビリティ・ファンド	国際株式	日興アセット	SAM(スイ)	2000/11/17	22
グローバル・エコ・グロース・ファンド	国際株式	大和住銀	インベスト・ストラテジック・パブリック・アドバタイズ社(米国)	2001/6/15	57
合計					735

純資産額は2003年10月末現在
「日興グローバル・サステナビリティ・ファンド」、「グローバルエコグロースファンド」は為替ヘッジなし、為替ヘッジありの2コースがあり、純資産額は両コースの合計を表示
(出典) モーニングスターHP

諸外国の SRI の現状

< 米国 >

米国の社会的責任投資は スクリーニング、株主行動、コミュニティ投資の3つに分類され、全体の規模は2兆3,400億ドル（全米の専門的投資運用規模の約12%）に達しているとされている。

「環境」はスクリーニング型の投資行動の評価項目として運用事例の50%以上で採用されていると伝えられている。

米国の社会的責任投資の規模

投資内容	投資運用規模（01 / 99）	備考
社会的責任投資全体	2兆3,400億ドル	全米専門的投資運用規模の約12%
うちスクリーニング型投資行動	2兆300億ドル（36%増）	
オープン投資	1,536億ドル（1%減）	230ファンド（1999年比62ファンド増）
個別勘定	1兆8,700億ドル（39%増）	

Social Investment Forum “2001 Trends Report”

米国の社会的責任投資の規模

投資行動	内 容
スクリーニング	・ネガティブスクリーニング 武器製造、タバコ製造、化粧品に関する動物実験など非倫理的と判断される事業を行う企業や環境リスクの高い企業に投資することを回避する行動。
	・ポジティブスクリーニング 社会・環境面でのパフォーマンスに優れ、他の企業をリードする企業を集めて投資する行動。「ベスト・イン・クラス」アプローチ。
	・エンゲージメント 社会・環境面でのパフォーマンスの改善を促すために、企業に公開質問状の送付や改善の働きかけ等のコミュニケーションを行う行動。
株主行動	株式を保有している企業の社会・環境面でのパフォーマンスの改善を促すために、議決権行使、議案提出、株主代表訴訟などを行う行動。
コミュニティー投資	経済的格差の解消などを目的に、資本流入の乏しい特定地域の企業やプロジェクトに積極的に投資する行動。

出典：環境省 平成14年度社会的責任投資に関する日米英3か国比較 調査報告書

< 欧州 >

欧州内の S R I 型オープン投信は、設定数 251 ファンド（2001 年 6 月末現在、2000 年 1 月から 58%増加）、資産残高 156 億ユーロと見られている。

欧州内の S R I 型オープン投信の状況

	設定ファンド数	資産残高 (百万ユーロ)		設定ファンド数	資産残高 (百万ユーロ)
英国	62	5,911	スペイン	11	215
フランス	38	1,917	イタリア	9	1,843
スウェーデン	34	787	オーストリア	4	19
ベルギー	33	981	ノルウェー	3	40
ドイツ	22	837	ポーランド	1	na
スイス	16	1,368	デンマーク	1	10
オランダ	16	1,684	フィンランド	1	39
			合計	251	156,000

“ Green, social and ethical funds in Europe 2001”

英国 年金法における投資方針に関する条項

英国年金法第 35 条では、年金基金の受託者は、年金基金の運用に関する意思決定に適用される基本原則を書面として準備することを義務付けられており、2000 年 7 月施行の規則で、投資先企業の社会、環境、倫理的な評価を行っているか否かに関する項目が追加された。

英国年金法第 35 条

- (1) 委託スキームの受託者は、スキームの目的のための投資意思決定に適用される基本原則文を書面として準備し、維持し、随時改訂することを確保しなければならない。
- (2) 原則文はとりわけ以下の事項を対象としなければならない。
 - (a) 省略
 - (b) 以下の事項に関する受託者の方針
- (3) 前項の規定による事項とは、
 - (a) 保有する投資の種類
 - (b) 投資種類別の構成
 - (c) リスク
 - (d) 投資の期待収益
 - (e) 投資の換金性
 - (f) その他の規定される事項

2000 年 7 月 施行規則

1995 年年金法第 35 条(3)(f)のその他の規定される事項(受託者が投資原則文の中で、方針を明示すべきその他の事項)は、

- (a) 投資の銘柄選択、保有、換金において、社会、環境、倫理的な配慮が仮に行われている場合は、その配慮の程度
- (b) 投資に付帯する権利の行使(議決権を含む)に関連して、仮にあるのであればその方針

日本の外部評価機関と評価項目

評価機関	評価項目の概要
株式会社 グッドバンカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 14001 取得、環境マネジメントシステム、 ・ 省エネ、省資源、 ・ 製品・サービス、 ・ 情報開示、 ・ ライフサイクルアセスメントに関する取組み等 <p>(出典：金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書)</p>
株式会社 UFJ 総合研究所	<p>10年後をみた環境戦略を分析。持続可能な社会の実現に貢献する企業を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップマネジメントの姿勢、 ・ 環境マネジメントシステム構築状況、 ・ 事業に伴う環境負荷の低減、 ・ 環境コミュニケーション、 ・ 社員の環境啓発教育、 ・ 環境配慮型商品・ビジネス開発 <p>(参照：金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書、UFJ 総合研究所 HP)</p>
株式会社 インターリスク総研	<p>一般的な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境管理体制、 ・ 環境会計導入、情報公開等 <p>重点評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料・電力消費量、 ・ 産業廃棄物排出量、 ・ 企業の把握・開示している CO2 排出量、 ・ CO2 排出量削減への取組み状況等 <p>(参照：三井住友海上アセットマネジメント HP)</p>
損保ジャパングループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの展開度、 ・ 情報開示、コミュニケーション、環境会計、 ・ 環境負荷・環境効率の改善（製造・生産部門）、製品に対する環境配慮など <p>(参照：損保ジャパン・アセットマネジメント HP)</p>
株式会社 日本総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全の取組み方針、 ・ 環境管理システム、 ・ 情報公開、 ・ 製品開発・生産・調達、 ・ 業界特有の環境リスク対策、 ・ 環境負荷低減目標の定量化、実施状況 <p>(出典：金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書)</p>

外国の外部評価機関の評価項目

< Ethical Investment Research Service (EIRIS : 英国) >

- 1983年に設立。教会や慈善団体を基盤に創設された非営利機関。現在、子会社である EIRIS Service Ltd. が営利業務を担当している。
- 英国、ヨーロッパ、北アメリカ、アジア・太平洋地域の約 2500 社を調査対象としている。この中には FTSE All World Developed Index 対象の企業すべてが含まれる。
- 英国 FTSE 社が開発した SRI インデックスである FTSE4 Good Index は EIRIS の調査データにより作成されている。

評価分野	評価事項
環境問題	環境マネジメント、環境方針、環境報告、採鉱・採石、原子力、オゾン層破壊物質、農薬、除草剤、公害に関する有罪判決、熱帯雨林(材)、水質汚染
利害関係者問題	公告に関する苦情、コミュニティとの関係、企業統治、役員報酬、機会均等、健康・安全、労働組合、従業員参加状況、教育
その他の問題	アルコール、動物実験、情報開示、毛皮、ギャンブル、遺伝子工学、人権、集約農業、食肉販売、軍需品生産、販売、政治献金、ポルノグラフィ、成人向け娯楽サービス、好ましい生産、サービス、第三世界、たばこ

<SAM Sustainability Group>

スイスに本拠をおく、持続可能性を評価尺度とした投資の運用アドバイス会社。個人や機関投資家に運用アドバイスを提供するのみならず、さまざまな持続可能性の情報サービス提供も行っている。

評価分野		評価項目
サステナビリティの機会	方針と戦略	・サステナビリティのための組織公の方針の有無 ・ステークホルダーとの関係 ・計画の妥当性 ・コーポレートガバナンス
	機会の管理	・従業員へのインセンティブアプローチ ・IT化の度合い ・環境と健康安全報告書 ・賢い資本管理 ・サステナビリティの自主管理計画 ・社会的責任報告書
	業種特有の(73業種)の機会	・自社の業務の特有なサステナビリティ機会の評価
サステナビリティのリスク	戦略	・包括的なリスクアセスメント戦略 ・グローバルな環境基準・社会基準 ・環境マネジメント ・倫理要綱(賄賂や腐敗)
	管理	・環境・安全監査 ・環境パフォーマンス評価 ・健康安全性レポート(事故率の推移、健康管理コストなど) ・従業員の扱いについての議論 ・環境債務 ・社会監査 ・突発的事故・災害への準備 ・従業員からの内部告発を経営に伝達する手段があるか
	業種特有のリスク	各業種ごとにリスクアセスメントを設置

出典：環境省 事業者のための環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版

日・米・欧の機関投資家の投資行動比較

3か国の機関投資家の社会的責任投資行動には、大きな相違が見られる。

日本：我が国では機関投資家の社会的責任投資行動は、個人向けの投資信託を設定・運用する投資信託会社にしか見られず、その形態もポジティブスクリーニングに限られている。エンゲージメントや株主行動も、普及していない。

米国：個人向け投資信託を設定・運用する投資信託会社に、スクリーニングと株主行動、コミュニティ投資を積極的に行う例が多く見られる。

英国：個人向け投資信託を設定・運用する投資信託会社に、スクリーニング、エンゲージメント、株主行動を積極的に行う例が多く見られる。

3か国の機関投資家の社会的責任投資行動

		日本				米国				英国			
		公的年金	私的年金	保険会社	投資信託	公的年金	私的年金	保険会社	投資信託	公的年金	私的年金	保険会社	投資信託
スクリーニング	ネガティブスクリーニング												
	ポジティブスクリーニング												
	エンゲージメント												
株主行動													
コミュニティ投資													

(注) 各国の株式市場に対して一定の規模で認められるものとした。

公的年金、私的年金には、確定給付型と確定拠出型の双方を含む。

出典：環境省 平成 14 年度社会的責任投資に関する日米英 3 国比較 調査報告書

個人投資家の社会的責任及び SRI に関する考え方

個人投資家のエコファンドや SRI ファンドについての認知度を見ると、認知している、関心を持っている人はそれなりにいるものの、実際にエコファンドを購入している割合は、非常にわずかであるので、今後は、「購入していないが関心のある層」の実際の購買へ結びつけ、認知や関心を持っている層を拡大することが課題となる。

社会的責任投資における個人投資家の関心度

		日本	米国	英国
エコファンド、SRI ファンドを知っている		34.6%	32.3%	37.5%
知っている人の中で	すでに購入している	1.2%	12.0%	6.1%
	購入していないが関心はある	75.7%	57.0%	60.8%
	購入していないし関心もない	21.7%	24.0%	29.6%
	無回答	1.4%	7.0%	3.5%

(参照：環境省 平成 14 年度社会的責任投資に関する日米英 3 国比較 調査報告書)

社会的責任投資における個人投資家の考慮領域

	日本	米国	英国
1位	環境問題への対応 (70.4)	汚職の防止・政治献金の適正化 (61.6)	環境問題への対応 (62.8)
2位	製品等における顧客の健康・安全性配慮 (68.1)	安定した雇用の確保 (54.9)	汚職の防止・政治献金の適正化 (58.1)
3位	消費者保護への配慮 (60.3)	環境問題への対応 (54.2)	児童労働・強制労働の回避 (57.8)
4位	汚職の防止・政治献金の適正化 (51.0)	児童労働・強制労働の回避 (54.2)	従業員の健康・安全 (53.5)
5位	安定した雇用の確保 (30.4)	従業員の健康・安全 (53.9)	消費者保護への配慮 (45.7)

(参照：環境省 平成 14 年度社会的責任投資に関する日米英 3 か国比較 調査報告書)

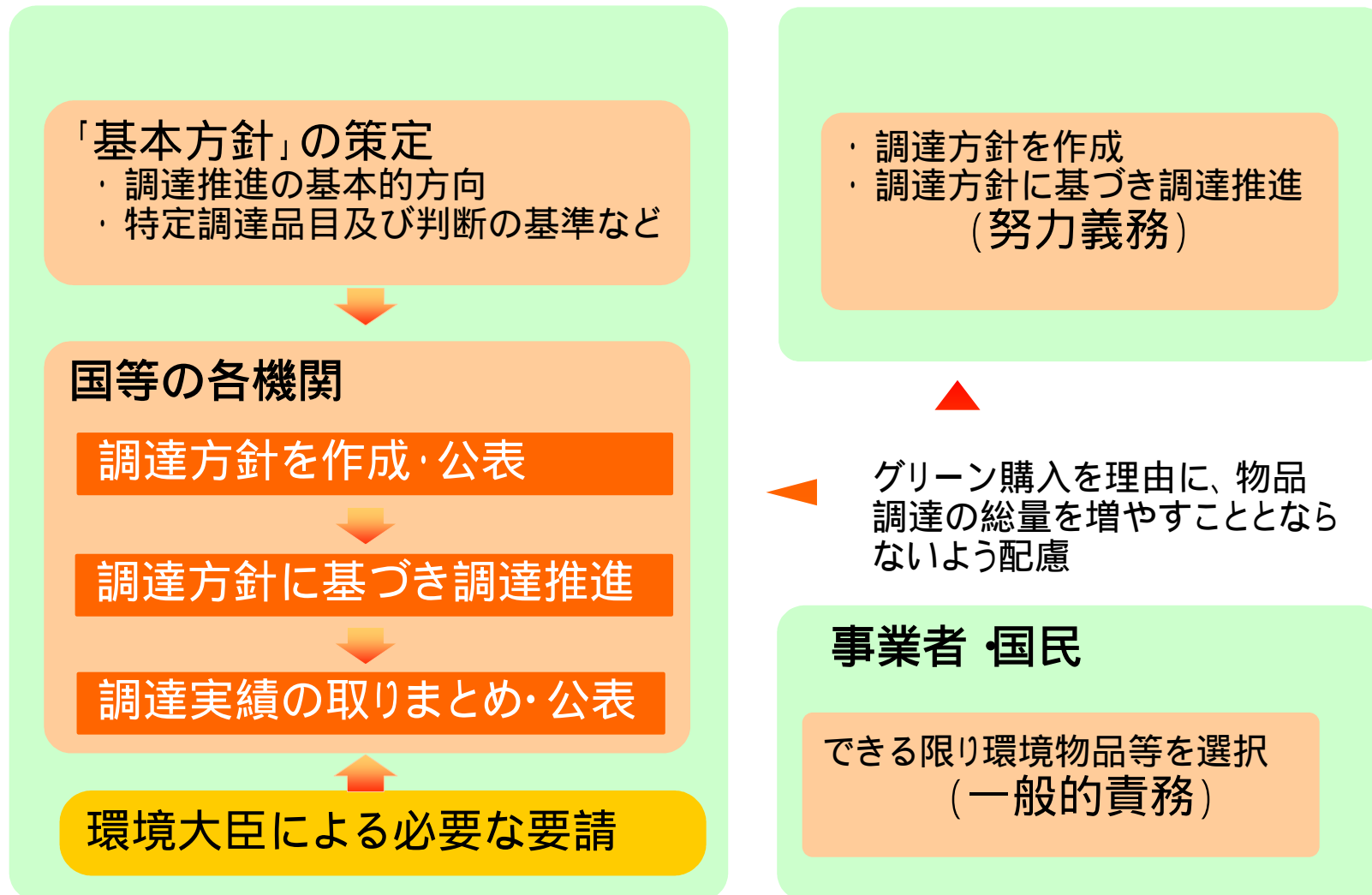
証券投資の際に企業の社会的責任を考慮にいれた投資判断をすべき、ある程度考慮すべきと回答した人の、考慮に入れるべきだと考える領域を複数回答で質問、上位 5 位を掲載

市場からの要請の深化

消費者市場のグリーン化：環境配慮型市場の台頭

(イ) 行政機関によるグリーン購入・調達の実施の進展

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の仕組み



国等の機関による環境物品等の調達実績の一例

分野	品目	平成13年度			平成14年度		
		総調達量	特定調達物品等の調達量	調達率 /	総調達量	特定調達物品等の調達量	調達率 /
紙	コピー用紙	80,932 トン	74,958 トン	92.6 %	82,552 トン	81,073 トン	98.2 %
文具	シャープペンシル	864,262 本	834,366 本	96.5 %	828,949 本	822,121 本	99.2 %
	シャープペンシル替芯	399,265 個	382,912 個	95.9 %	396,276 個	392,665 個	99.1 %
	ボールペン	2,981 千本	2,830 千本	94.9 %	2,595 千本	2,548 千本	98.2 %
	マーキングペン	2,154 千本	2,047 千本	95.1 %	2,068 千本	2,011 千本	97.2 %
	鉛筆	1,972 千本	1,844 千本	93.5 %	2,074 千本	2,012 千本	97.0 %
	ファイル	14,372 千冊	14,134 千冊	98.3 %	14,640 千冊	14,489 千冊	99.0 %
	バインダー	616,091 冊	600,533 冊	97.5 %	636,513 冊	625,768 冊	98.3 %
OA機器	コンピュータ	262,181 台	251,191 台	95.8 %	301,129 台	270,604 台	89.9 %
家電製品	テレビ受信機	12,973 台	12,151 台	93.7 %	12,946 台	12,614 台	97.4 %

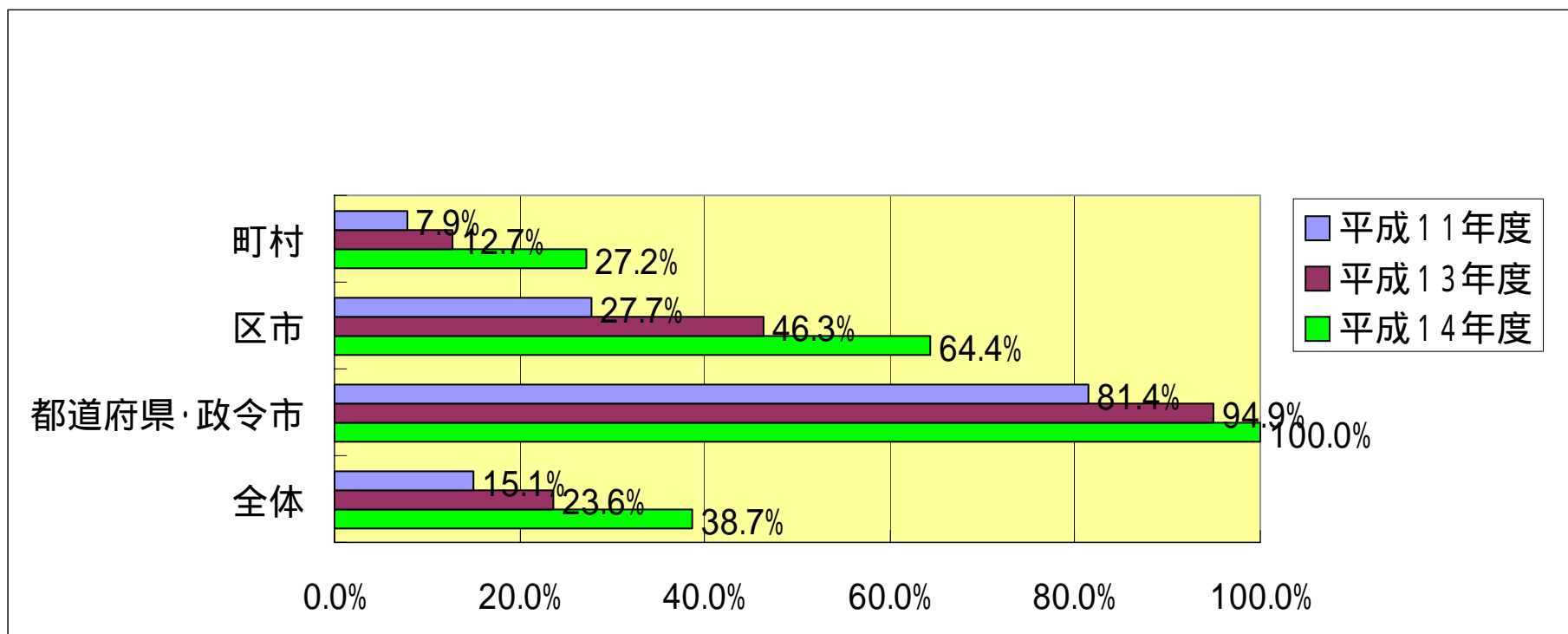
平成14年度の数値は現在精査中

平成13年度及び平成14年度における国等の機関の環境物品等の調達実績は、ほとんどの品目において90%以上の高い割合で調達が実施されている。

国等の公的部門での優先的な環境物品等の調達の推進は、グリーン購入に伴う環境負荷低減に寄与するとともに、環境物品等の市場形成の牽引役となるものと考えられる。

地方公共団体における組織的なグリーン購入実施率

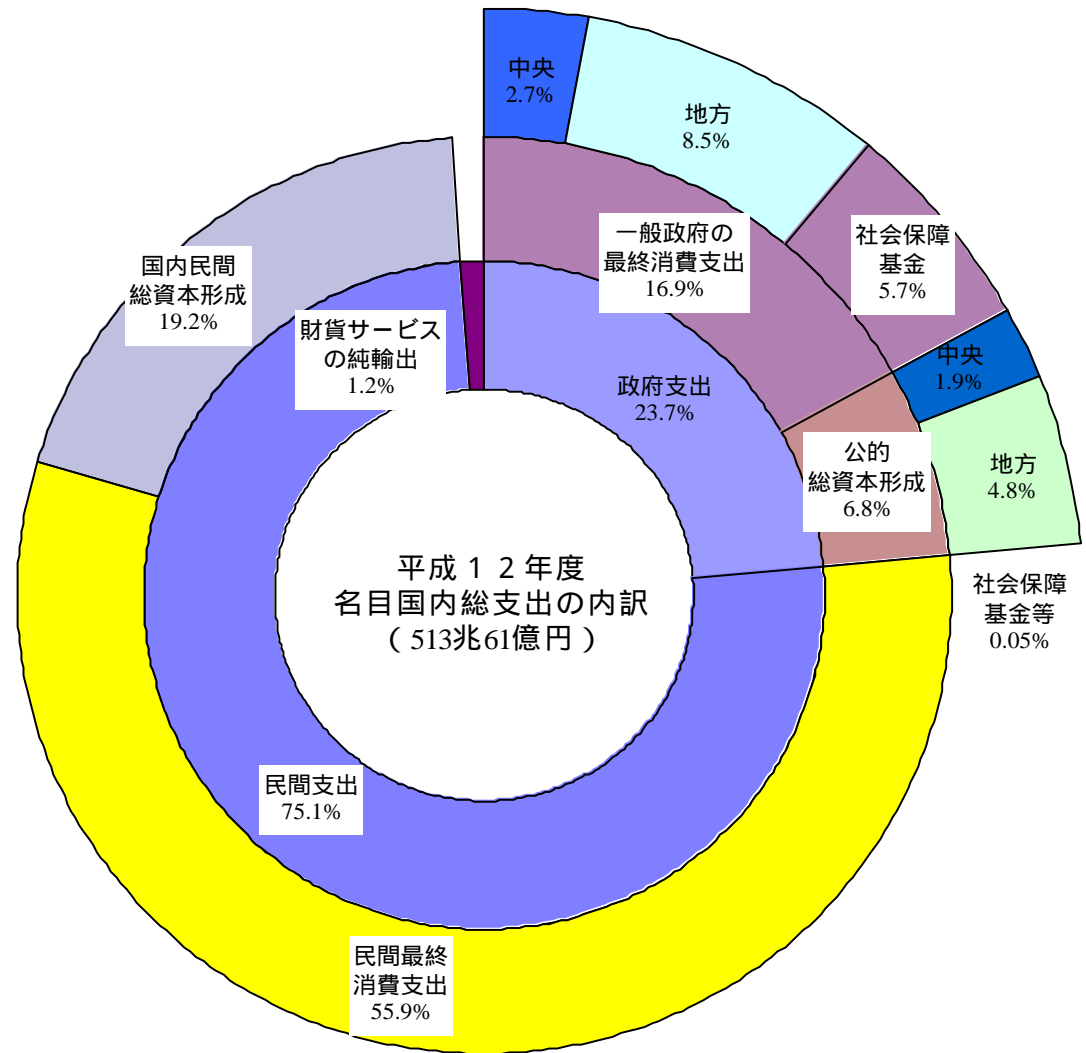
グリーン購入法の施行（平成13年4月）以降、組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体の割合が、法律施行以前の平成11年度と比較して、平成13年度では23.6%、平成14年度では38.7%と年々増加している。



国及び地方公共団体の取組による市場形成効果

平成 12 年度における我が国の国内総支出 513 兆円のうち、国と地方公共団体をあわせて 11.2%となるが、これに対して民間の最終消費支出の割合は 55.9%であることから、最終消費支出における国及び地方公共団体の割合は 16.7% (286 兆 8 千億円) となる。

例えば、コピー用紙、文具類の筆記具については、平成 12 年度から平成 13 年度にかけて数%から 20%台の間で国内出荷量に占める特定調達物品の割合が増加しているが、公的機関による初期需要の創出がその要因の一つとなっているものと考えられる。今後更に地方公共団体にグリーン購入が普及するに従い、同様の効果が増加していくものと期待される。



名目国内総支出の内訳 (平成12年度)

資料：財務省編「財政統計」

< 地方公共団体による取引事業者への優遇措置等 >

環境マネジメントシステムを導入した事業者への主な優遇措置等

(N : 142、複数回答)

「特に何もしていない」	66.9% (95 団体)
「業者登録の際に、環境マネジメントシステムの導入状況を記入させている」	11.3% (16 団体)
「設備や物品の種類によっては優遇するケースもある」	4.2% (6 団体)
「地方公共団体独自の認定制度を設けている」	3.5% (5 団体)
「公共事業の内容によっては優遇するケースもある」	3.5% (5 団体)

出典：環境省 平成 13 年度環境報告書の促進方策に関する検討会報告書

取引先の環境に関する取り組み評価の実施状況

グリーン購入を行なう際、メーカーや取引先の環境への取り組みを考慮して優先的な購入を行っているか

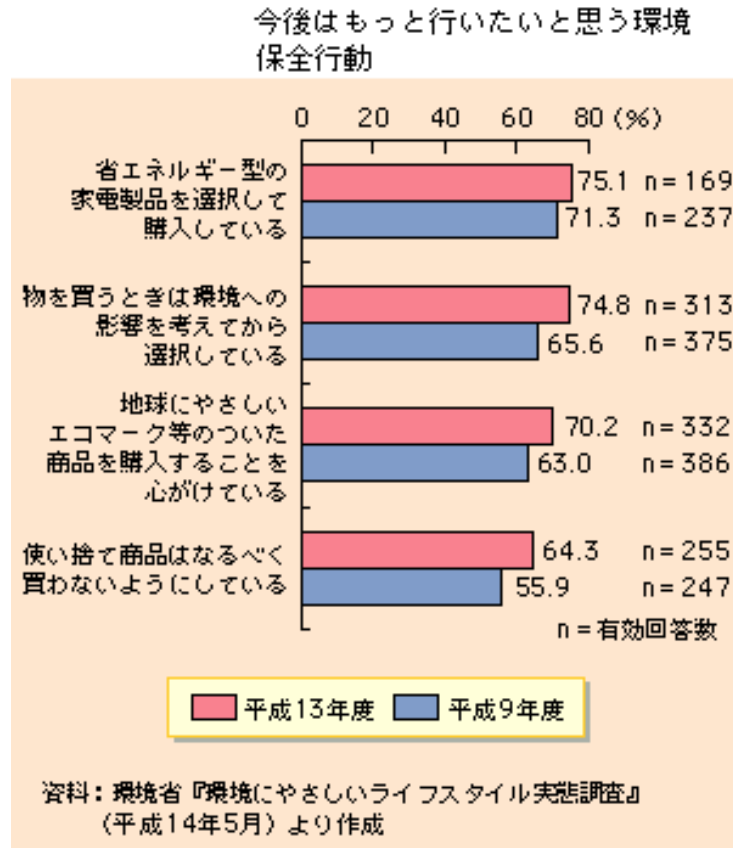
どのような取り組みを考慮しているか

	全体 (回答 団体数)	考慮して 購入して いる	考慮して いない	不明
都道府県・政令指定 都市	51	19.6	80.4	-
市区	351	15.7	82.1	2.3
町村	98	21.4	76.5	2.0
その他の行政機関	8	37.5	62.5	-

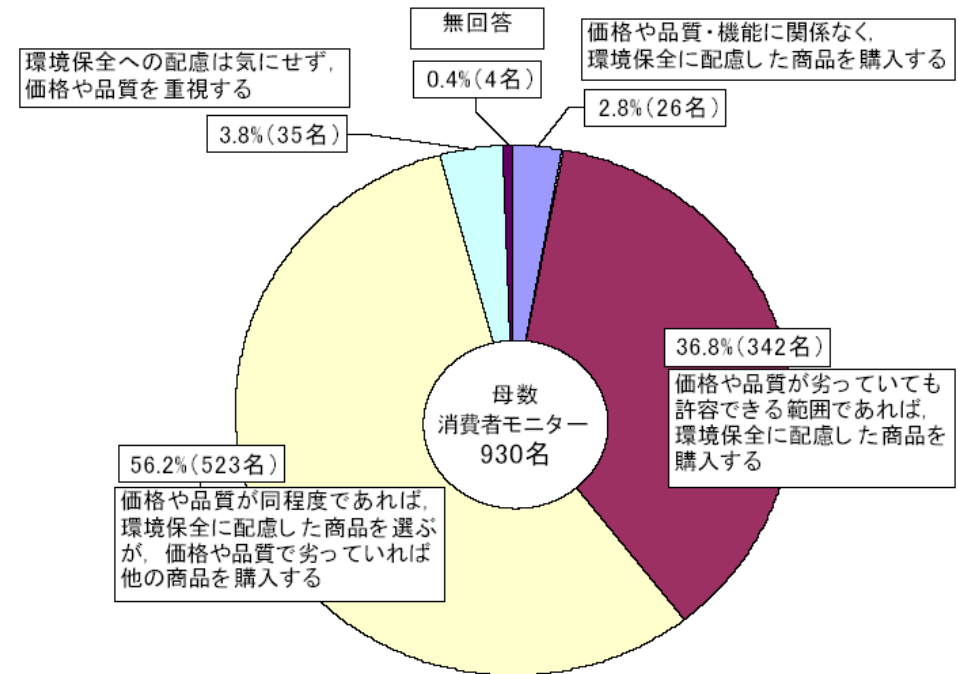
全体 (回答 団体数)	環境マネ ジメント システム を構築し ている	ISO 14001 の 認証を取 得してい る	グリーン 購入に取 り組んで いる	積極的な 環境情報 の開示を している	使用済み 製品の回 収システ ムを確立 している	運輸・配 送での環 境に関す る取り組 みがある	その他	不明
10	20.0	40.0	10.0	10.0	30.0	20.0	20.0	-
55	21.8	27.3	65.5	29.1	43.6	10.9	9.1	-
21	19.0	23.8	71.4	19.0	33.3	9.5	14.3	-
3	33.3	66.7	33.3	-	33.3	-	-	-

出典：GPN 第 7 回グリーン購入アンケート調査結果

(ロ) グリーン・コンシューマーの環の広がり

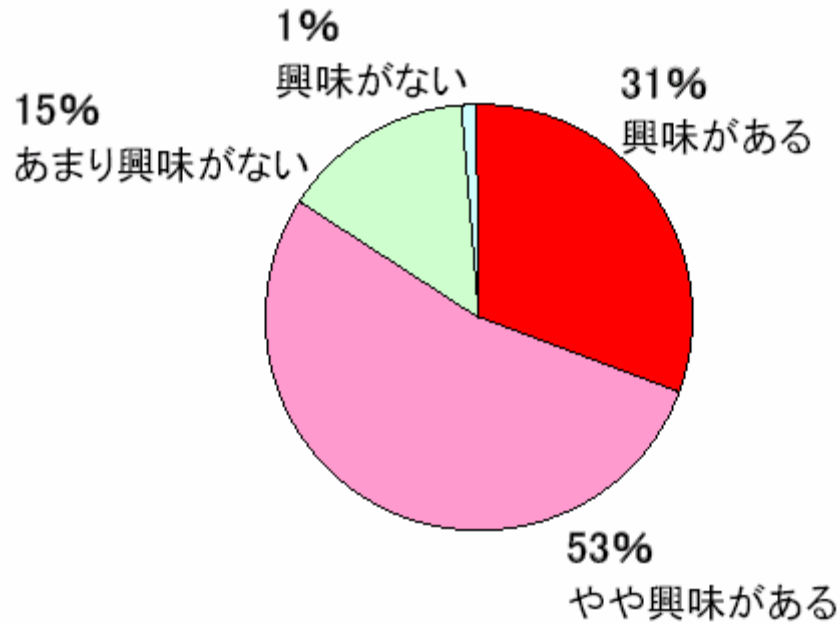


質問：商品の購入時に環境保全に関する広告表示をどの程度考慮するか

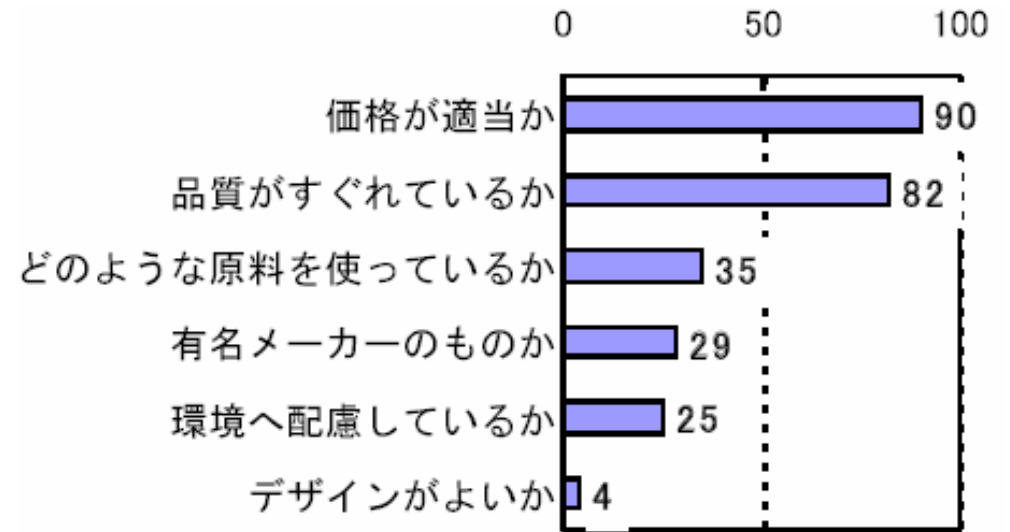


出典：公正取引委員会 消費者モニター調査（平成12年7月）

質問 日用品で環境にやさしい商品に興味があるか



質問 購入のとき重視することは



ライオン(株)生活者行動研究所：「生活の中の環境配慮に関するアンケート調査」より
整理
20～40歳代の全国の主婦 208名（回答率 89%）

グリーン・コンシューマー・ガイド

イギリスで 1988 年に “ The Green Consumer Guide ” が発行されたことを契機に、日本でも環境に配慮した購入活動への関心がたかまり、今日では様々な団体から同様のガイドが発行されている。

グリーン・コンシューマー全国ネットワークでは、下記のような「グリーン・コンシューマー10 原則」を掲げている。

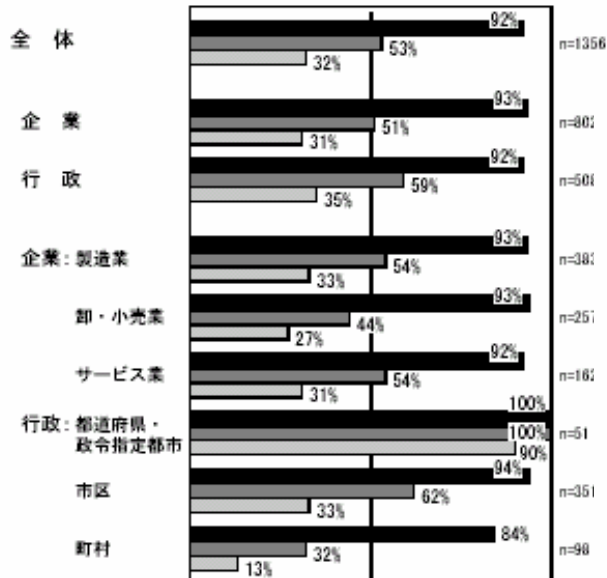
1. 必要なものだけ買う
2. ごみになるものは買わない、容器は再使用できるものを選ぶ
3. 使い捨て商品は避け、長く使えるものを選ぶ
4. 使う段階で環境負荷が少ないものを選ぶ
5. つくるときに環境を汚さず、つくる人の健康をそこなわないものを選ぶ
6. 自分や家族の健康や安全をそこなわないものを選ぶ
7. 使ったあと、リサイクルできるものを選ぶ
8. 再生品を選ぶ
9. 生産・流通・使用・廃棄の各段階で資源やエネルギーを浪費しないものを選ぶ
10. 環境対策に積極的な店やメーカーを選ぶ

(八) グリーン購入・調達の進展の状況

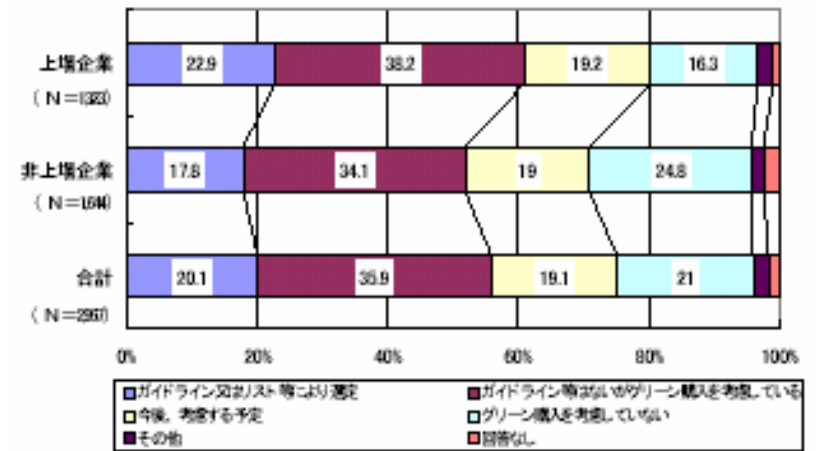
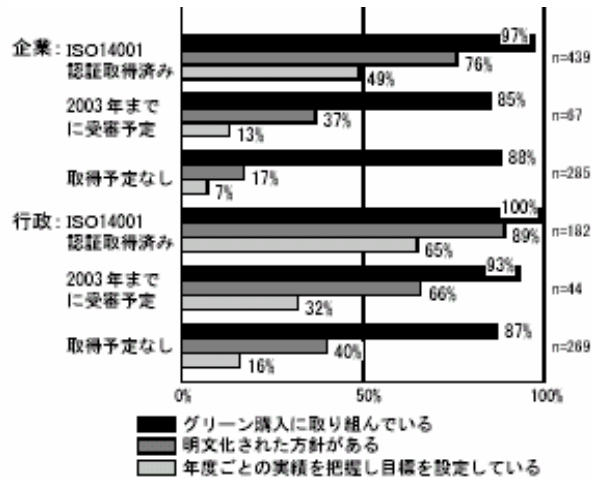
グリーン購入の現状

グリーン購入に取り組んでいる団体は92%、明文化された方針を持つ団体は53%である。
 実績把握・目標設定を行っていない団体の割合は、企業51%、行政35%となっている。
 「環境配慮型商品の販売額が増加した」企業が60%、であり、環境配慮型商品の販売割合は、全商品平均で販売額の35%を占めている。「顧客の関心が高まった」と答えた企業が74%である。
 製品特性だけでなく取引先の環境への取り組みを考慮していると答えている。
 グリーン購入の内容は、製品だけでなく、サービスにも及んでいる。

グリーン購入に取り組んでいる団体



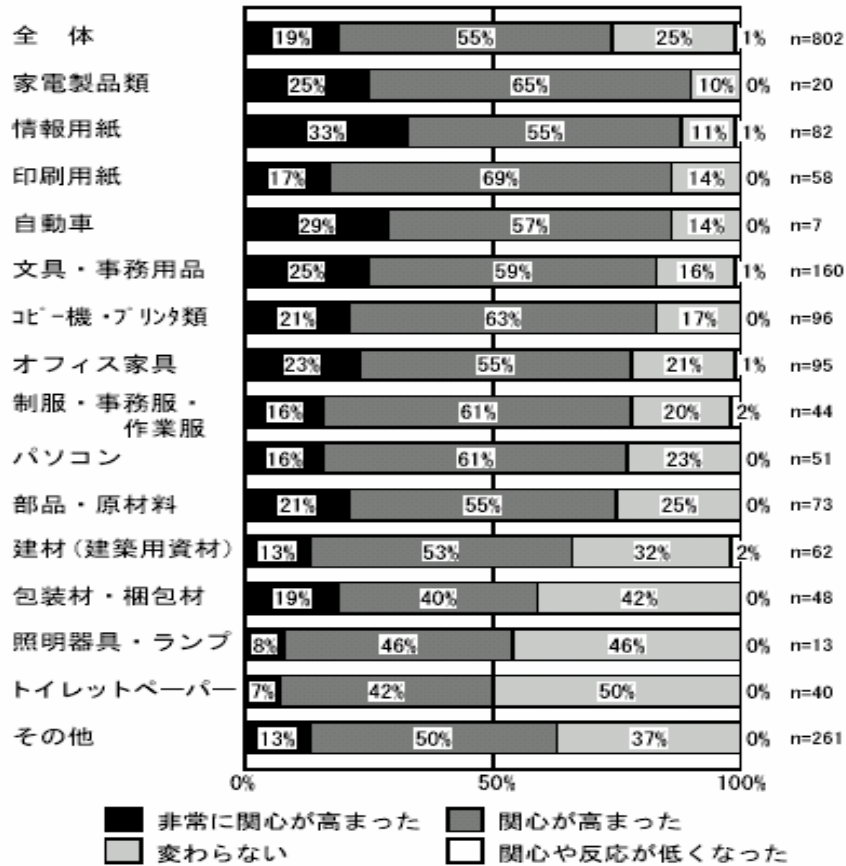
グリーン購入の取組状況



出典：GPN 第7回グリーン購入アンケート調査結果

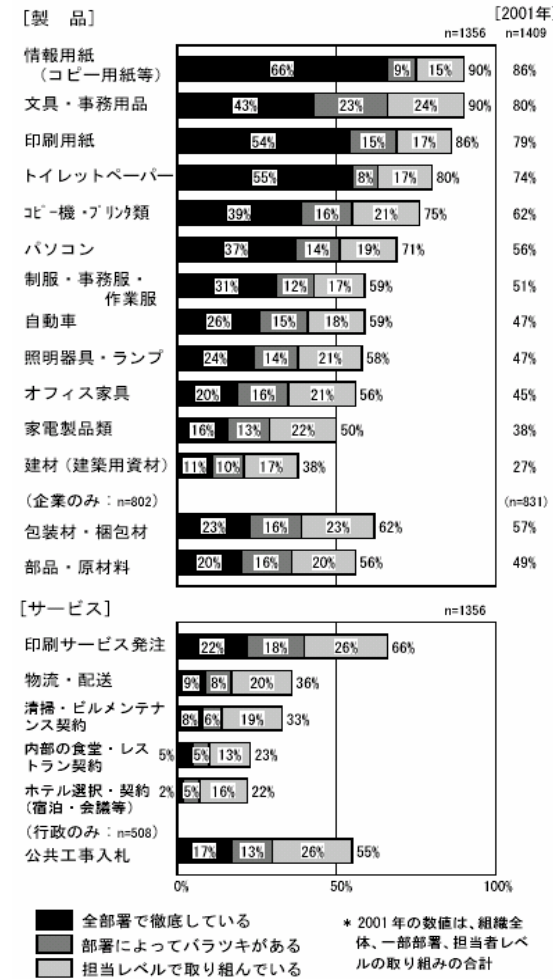
出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

顧客の環境配慮型商品への関心の変化状況



出典：GNP 第7回グリーン購入アンケート調査結果

商品分野ごとのグリーン購入の取り組み状況



出典：GNP 第7回グリーン購入アンケート調査結果

(二) 環境面からの企業評価を踏まえた消費行動

企業の「環境評価」の形成要因や「環境評価」が企業のブランド力に与える影響を探るために行った調査（日経 BP 環境フォーラム：第 4 回ブランド力調査）の結果では、「環境評価」と「利用意向度」、「環境情報接触度」と「利用意向度」の間には強い相関があることが認められるとされている。

「企業認知度」：環境面とは関係なく、企業をどのくらい知っているかの程度

「環境情報接触度」：メディアやホームページ、環境報告書などを通して各企業の環境活動に関する情報をどのくらい見聞きしたか、回答者自身が感じる度合い

「利用意向度」：具体的には、企業の“利用”に結び付く関心や感情など

調査結果の要点

企業収益につながる利用意向度への影響は、「環境評価」が、「企業認知度」より大きい。

環境のプラスイメージが企業の環境評価を高める度合いは、環境のマイナスイメージが企業の環境評価を下げる度合いよりも大きい。

積極的に環境情報を発信し、環境評価を高めていくことが、「利用意向度」、すなわちブランド力の強化につながる可能性が、高くなっている。

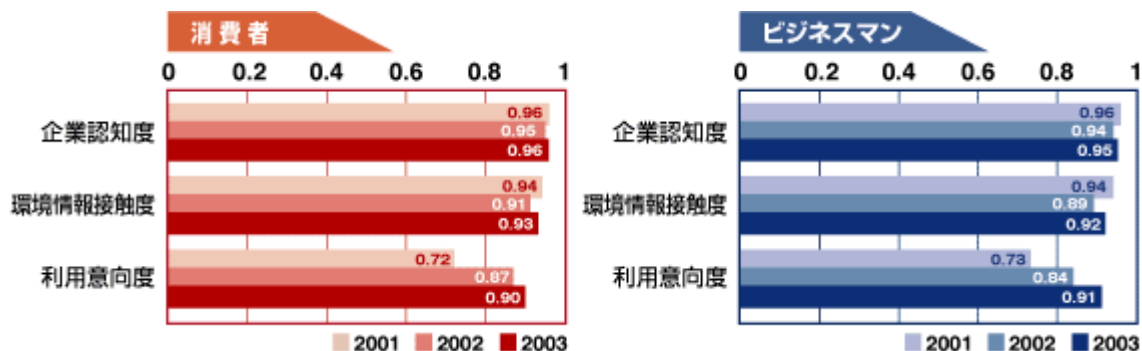
環境情報との接触が大きいほど環境評価が高い

「環境評価」の形成要因として、消費者、ビジネスマンともに「企業認知度」「環境情報接触度」が0.9以上の相関係数を示している。企業認知度とともに、環境情報の発信の重要性がうかがえる。

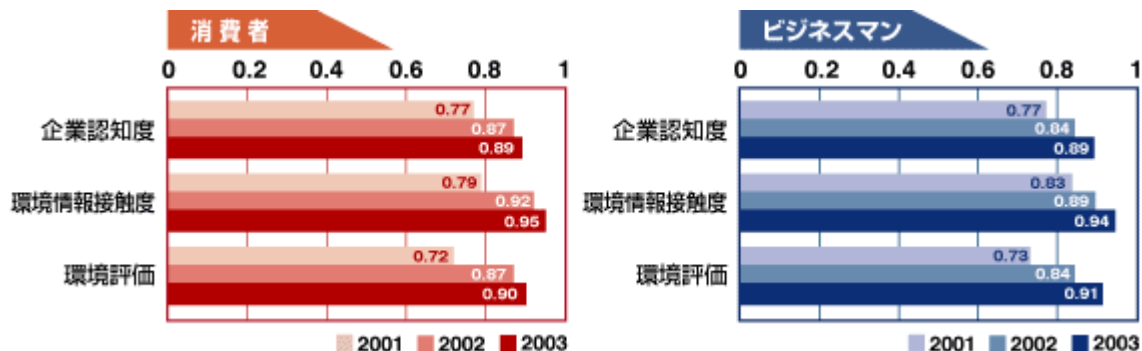
利用意向度に影響する環境評価接触度・環境評価

ブランド力の指標である「利用意向度」への影響は、2003年では環境情報接触度がもっとも相関が高く、また、わずかだが、企業認知度より、環境評価の相関が上回る結果となった。この2年で、環境評価が商品やサービスの購入、株や債権の購入といった企業利用にまで結びつく度合いが強まっている。

「環境評価」と各要素との相関係数の経年変化



「利用意向度」と各要素との相関係数の経年変化



出典：日経 BP 環境フォーラム：第4回ブランド力調査

市場からの要請の深化

サプライチェーン市場のグリーン化:取引先に対する環境配慮の要求の進展

(イ) サプライチェーンマネジメントの背景

欧州における製品・廃棄物関係の法制化の進展

欧州連合(EU)加盟国において、いくつかの欧州指令によって廃棄物中の重金属削減を目的に、電子機器、自動車、プラスチックや包装材料に鉛・カドミウム・水銀・六価クロムの重金属等の含有量が制限されている。

- ・カドミウムのプラスチックへの使用制限指令(欧州指令 91/388/EEC)
- ・電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS 指令)(欧州指令 2002/95/EC)
- ・廃自動車指令(ELV 指令)(欧州指令 2000/53/EC)
- ・包装・包装廃棄物指令(欧州指令 94/62/EC)

Sony Japan | ソニー社会・環境活動 | 地球環境とソニー - Netscape

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ジャンプ(G) ブックマーク(B) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

http://www.sony.co.jp/SonyInfo/Environment/environment/products/subst... ジャンプ 検索

Sony Japan | ソニー社会・環境活動 | 地球...

SONY サイトマップ 検索 詳細 Japan

製品情報 | エンタテインメント | インターネットサービス | ライフスタイル | 金融 | ショッピング | 業務用

サポート情報 会社情報

ホーム > 会社情報 > 社会・環境活動

地球環境とソニー ソニーの社会・環境活動
Corporate Social Responsibility

CSRサイトマップ

CSR Top > 地球環境とソニー > 製品・サービスでの環境配慮 > 製品に含まれる化学物質管理

製品に含まれる化学物質管理

2001年10月ソニーはオランダ当局より、PS oneゲーム機の周辺機器へのカドミウム混入について行政指導を受けました。同様の化学物質問題を未然に防止するために、ソニーでは製品に含まれる化学物質の方針や規定の内容を改定し、管理体制を整備するなど全社的な施策を講じています。

製品に含まれる化学物質の管理と基本3原則

製品に含まれる化学物質の管理の基本3原則

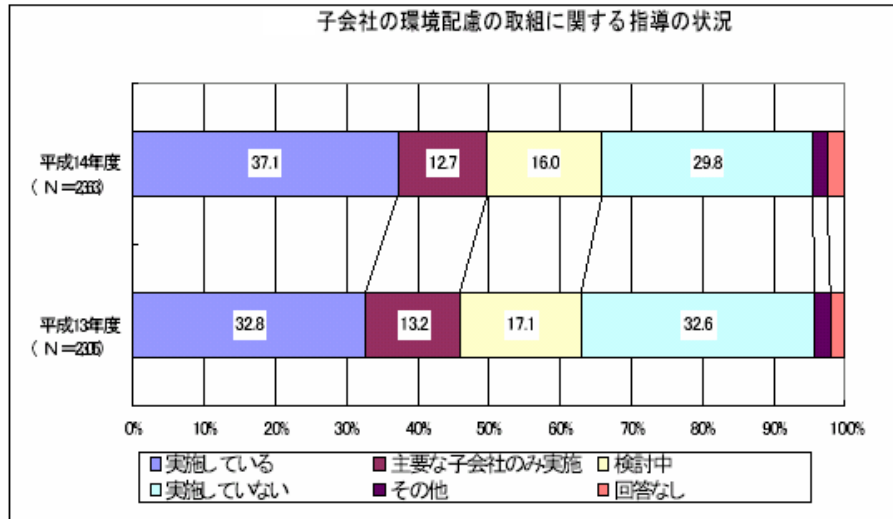
- 1 **資材源流管理**
グリーンパートナー環境品質認定制度
OEMグリーンパートナー環境品質認定制度
- 2 **製品設計、品質管理への組み込み**
部品検定、製造時検定、出荷時検定と数回にわたって測定原則に基づいた確認が行われる。
- 3 **測定原則の適用**
社内および部品納入を行うサプライヤーにおいて、測定による実測データに基づいた管理を行う。

カドミウムが混入していた部品の交換や測定機器の購入、製品に含まれる化学物質問題の再発防止を目的とする規定類の見直しやグリーンパートナー環境品質認定制度の導入など、全社的な管理体制の再構築に、2002年度末までに約100億円の費用と損失が生じました。

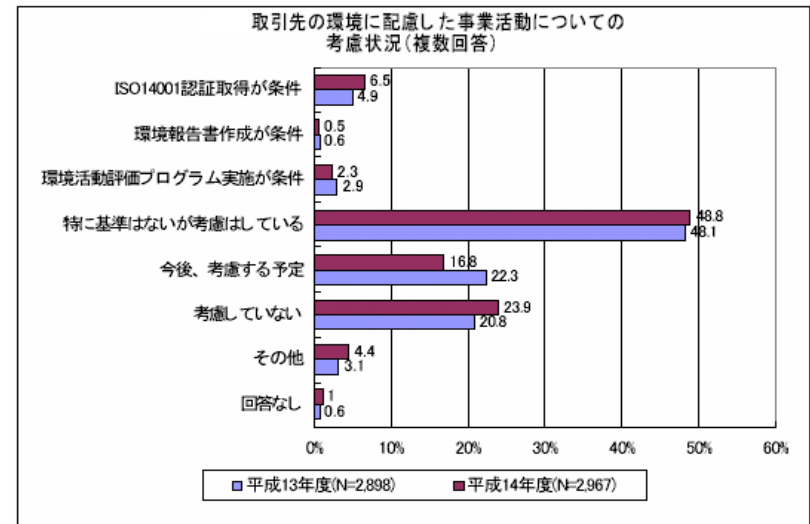
このため、具体的に、製品に含まれる化学物質管理を徹底するため、3原則を定めました。この原則に従い、資材源流管理から製品設計、品質管理への組み込み、そして各パートでの測定原則の適用をするため、全社的な組織によって製品に含まれる化学物質管理を行っています。

(ロ) サプライチェーンにおける環境対応を求める動き

サプライチェーンにおける環境対応を求める動き



出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果



出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

(八) サプライチェーン全体での環境配慮の取組事例

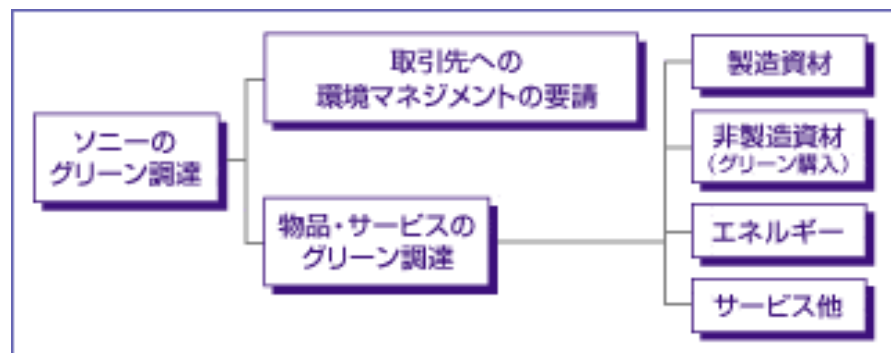
- ・納入企業のグリーン化促進の観点から、「グリーンな製品・サービス」の購入に加えて、「グリーン調達指針」の中に、環境保全体制の整備、環境保全活動の推進等の要求事項を盛り込むケースがある。
- ・欧州の電気・電子工業協会では、各種の製品に含有される特定の化学物質を自己宣言するためのフォーマットと、自己宣言の基準となる環境に影響を与える恐れのある化学物質の解説・リスト化が進んでいる。
- ・日本では、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）によって調査用フォーマットとガイドラインが定められている。
- ・グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）の取組は、欧州の電気・電子工業協会（EICTA）及び米国電子工業会（EIA）との連携の動きがある。

グリーン調達の仕組

ソニー株式会社の事例

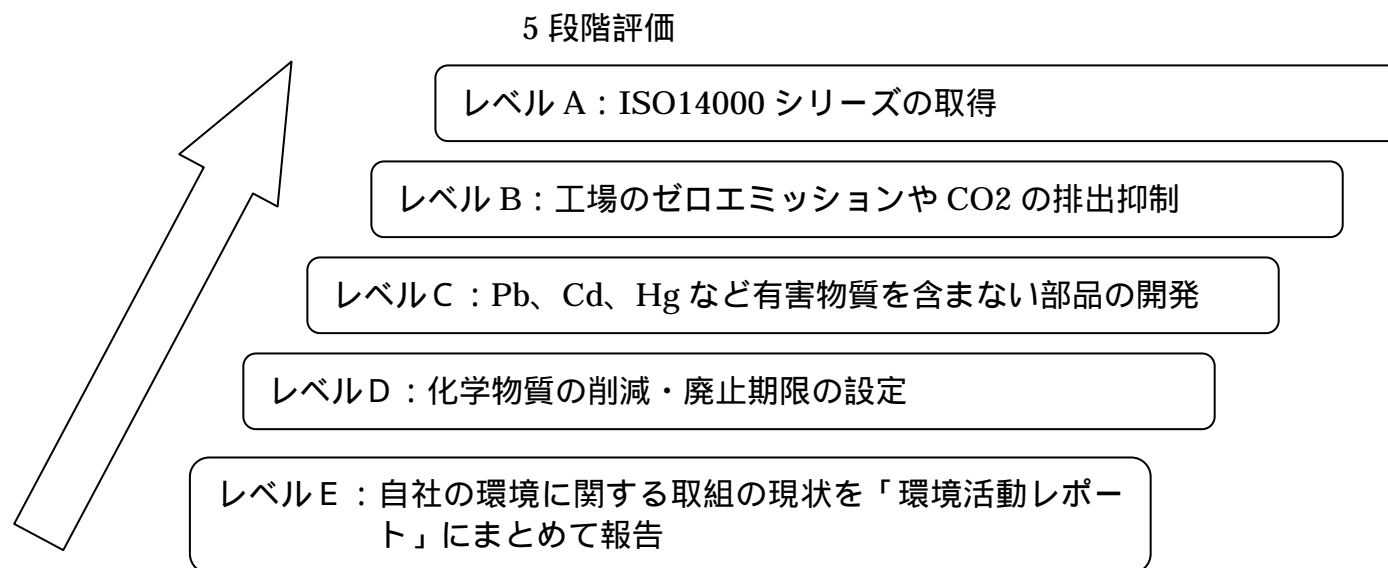
環境関連物質を適切に管理していくことを目指し、取引先による原材料/部品取引先様に環境品質保証体制（グリーンパートナー環境品質認定）の構築を進めている。

グリーン調達の体系



部品調達先に求める 5 段階の目標

各社の目標達成を支援する一方、対応できない企業との取引を見直す。



出典：ソニー株式会社 環境品質保証に関するガイダンス
「原材料料/部品取引先用」

松下電器産業株式会社の事例

松下電器産業株式会社では、資材のグリーン調達について、資材の選定基準のほかに、購入先の選定基準を設けている。同社の調達先の選定基準は、ISO14001 を取得していることを基本として、以下の通り。

購入先の選定基準
環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、常に維持向上に努めていること
環境保全活動に関する企業理念・方針を有し、関連会社を含む全部門、全従業員に周知すると共に、一般の人々にも開示していること
環境保全活動を推進する組織および環境管理計画を有すること
法規制や製品アセスメントおよび環境側面を評価・管理するシステムを構築して改善を進めていること
環境保全に関する教育・啓蒙を従業員および関連する業務従事者に対し行なっていること
省資源、省エネルギー、排ガス抑制等のための物流合理化に取り組んでいること

出典：松下電器グループ グリーン調達基準書

グリーン調達基準の「社会的責任」への拡大

サプライチェーンマネジメントにおける調達基準の項目に、「環境」の要素に加えて「社会的責任」に関する要素を取り入れるケースが増加しつつある。

アサヒビール株式会社の事例

アサヒビール株式会社では、購買基本方針のなかに、「環境や社会的責任への配慮」を取り入れ、新規の取引に際しては、以下のアンケートを行うとともに、取引を継続する場合も繰り返し行うこととしている。

環境アンケートの項目

製造工程について

1.	ISO14001 の認証を取得している
2.	ISO14001 の認証を半年以内に取得予定である
3.	自主的な環境保全への取り組み（上記 1.2.項が No の場合のみ）
3.1	環境保全に対する方針または経営理念がある
3.2	関係する環境関連法規制を把握し遵守を確認している
3.3	CO2 削減、省エネルギー、グリーン購入に関する目標、計画を設定し、実績を把握している
3.4	環境管理組織がある
3.5	上記組織に経営トップが参加している
3.6	過去 3 年間関係監督官庁から勧告や罰則を受けていない
3.7	環境保全への取り組みについて内部監査を実施している
3.8	環境保全上の緊急事態への対応方法が明らかになっている
3.9	環境保全活動を報告できる
4.	製造工程で別表 1 の使用禁止物質を使用していない
5.	製造工程で別表 2 の物質を管理し使用量削減を目指している
6.	事業活動で発生する廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めている
7.	発生廃棄物の最終処分までの流れを評価・検証する仕組みがある
8.	委託物流会社も含め物流における環境負荷低減目標と、その実現のためのプログラムがある

納入される製品について

1.	原料・容器には別表3の物質を含んでいない
2.	原料・容器以外の外装材などでは別表4の物質を管理している *1
3.	製品省資源化に努めている
4.	製品のアセスメントを実施している
5.	包装材料の軽量化に努めている
6.	包装材料のリサイクル化を進めている

社会的責任アンケートの項目

1.	企業倫理方針や規定、あるいはそれに類するものを定めている
2.	法令および企業倫理方針（規定）を遵守させる方策を講じている
3.	苦情対応等、社会とのコミュニケーションを担当する窓口があり、かつ、迅速な対応が可能な体制ができている
4.	消費者に正確かつ適切な企業情報・製品情報を継続的に提供している
5.	国内外の事業所及び協力会社において、より安全で衛生的な職場環境を提供する措置を講じている
6.	国内外の事業場及び協力会社において、男女・障害者・人種等に対する差別の排除と社会的弱者に対する配慮を行っている
7.	国内外の事業場及び協力会社において、児童労働・強制労働が発生しない措置を講じている
8.	社会との共生をめざし、方針を定め、社会への支援活動を行っている
9.	国内外の公務員に対し贈賄を禁止する定めを持ち、遵守を求めている
10.	談合価格協定禁止に関する定めを持ち、遵守を求めている
11.	社会的責任に関する何らかの国際憲章に参加し社会的誓約を行っている（例えば、グローバルコンパクトなど） Yesの場合：参加している国際憲章

出典：アサヒビール株式会社のHP

グリーン調達の共通化

< グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）の取組 >

グリーン調達に関連して、最終製品メーカーにとって“RoHS 指令”に代表される特定の化学物質を制限する法規制への対応が大きな課題である。この指令に適切に対応しなければ、最終製品メーカーは製品を出せなくなる。

また、グリーン調達を進めるうえで、“川上”の素材メーカーから、部品メーカーの一次/二次請けなどを経て、“川下”の最終製品メーカーに至る過程で、化学物質に関する情報が伝達されないという問題もある。

サプライヤーの現状

JGPSSI 参加の A 最終製品メーカーでは、複写機を例にとると、250 社、2 万 5,000 種類の部品が使用されている。このため、他の製品を含めると、一次取引先は約 3,000 社になる。

JGPSSI 参加の電気 / 電子機器の調査対象企業（一次取引先）の例

区 分	A 社	B 社	C 社	D 社
国内取引先	1,500 社	5,500 社	4,200 社	2,500 社
海外取引先	1,500 社	9,000 社		
合 計	3,000 社	14,000 社	4,200 社	2,500 社

JGPSSI には最終製品メーカー 30 社が参加しており、上記の例から見ると、一次請けメーカーが 1 社平均約 3,000 社、全体で約 90,000 社に達するものと考えられ、二次、三次請けメーカーを加えると、10 万社を超えられている。

グリーン調達調査の課題

- ・ サプライヤーの数が非常に多い：一次から三次メーカーを考慮すると、JGPSSI 加盟の 30 社で、10 万社を超えるとの推定もある。
- ・ サプライヤーの負担が大きい：対象とする化学物質の数が多く（約 2500 物質）、また、各社の化学物質調査のグリーン調達基準がばらばらである。
- ・ 調査の時間・精度に問題がある

共通化の取組

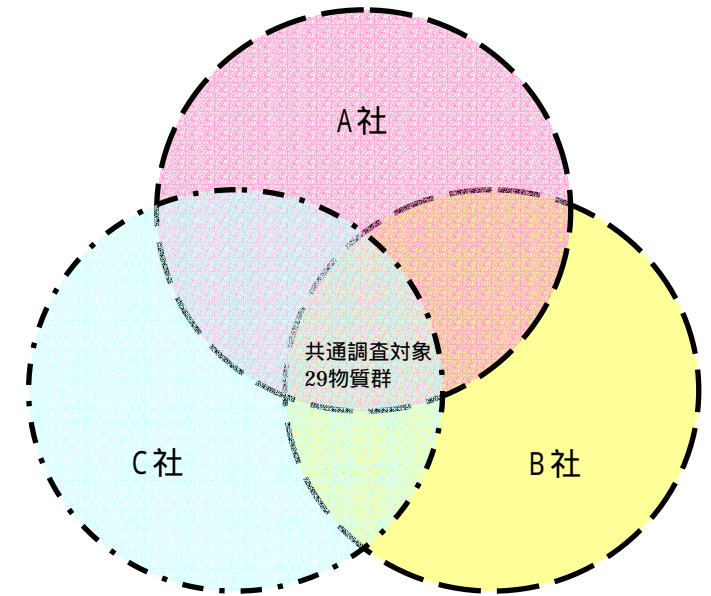
約 2,500 種類の化学物資を 29 種類の共通調査対象物質群に分類するとともに、“川上”から“川下”まで協力し共通のフォーマットを開発・活用することにより、部品・材料に含有する化学物質調査にかかわる取引先の調査労力の軽減と、回答品質の向上を目指す。

・ 情報の共通化

共通調査対象物質群の決定

レベル A 物質 15 群	国内外の法律で禁止・制限・報告義務があるもの	カドミウム及びその化合物など
レベル B 物質 14 群	リサイクルの推進など、主に持続的な資源の利用のために調査するもの	アンチモン及びその化合物など

・ 回答フォーマットと調査回答を行うツール（ソフト）の共通化



参考：JGPSSI 資料、日経エコロジー / 2003 年 11 月号

環境配慮の取組に対する外部評価の進展

外部評価の類型

金融市場における評価

ア. 投資市場での評価

- エコファンド
 - SRI ファンド
- 評価機関等の評価結果を反映して組み入れ銘柄が決定される。

イ. 融資・保険契約上の評価

- 融資審査での企業の環境リスク評価、成長性評価のための環境経営評価
- 一般保険引受での環境リスク評価、新規補償機会獲得のための環境経営評価

商品市場での評価

ア. サプライチェーンでの評価

- 調達基準への適合
- 素材の調達
 - ライフサイクルアセスメントの取組
 - 環境マネジメントシステムの構築

イ. 消費者からの評価

- グリーン購入に関連する評価
- グリーン・コンシューマー・ガイド
 - 企業の社会的責任面を評価
- 利用者は投資家、消費者（商品選択にも参考となる）

一般社会からの評価

ア. ブランド力評価

- 環境経営度ランキング（日本経済新聞社）
上場、非上場の製造業有力企業を対象に調査を実施、ランキング
- 環境ブランド調査（日経 BP）
各業種の売上上位企業 560 社
消費者、ビジネスマンの評価結果をランキング
- トーマツ審査評価機構
環境報告書発行 330 社（2003 年）
公開情報（環境報告書）から評価
AAA～C の 9 ランクで格付け、上位公表 等

イ. 社会的不正等に関連する評価、風評

- バルディーズ号事件
- ナイキ事件
- シェル：北海油田石油貯蔵施設海洋投棄事件 等